

9月11日

○議長（玉利道満君） これから本日の会議を開きます。
(午前9時00分開議)

○議長（玉利道満君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（玉利道満君） 日程第1、一般質問を続けます。
まず5番、田口幸一議員の発言を許します。

○5番（田口幸一君） 登壇

皆さんおはようございます。朝早くから傍聴していただき、きょうはたくさんの方々の方が傍聴に来てくださいました。先日平松地区の永池町の一市民が私の家に、伊佐市議会だより第15号を届けてくださいました。始良の議会だより、始良のも立派です。全国一だと思ふんですが、伊佐市議会の議会だよりも私拝読いたしまして感心したところでございます。

この伊佐市議会だよりの第15号に、今私どもも議会傍聴のあり方とか議会運営のあり方というのを議会運営委員会とか全員協議会等でもしておりますけど、この伊佐市議会では議会中継を自宅等でインターネットでも視聴できますと、市議会の生中継や録画を映像配信しております。

伊佐市ホームページ、伊佐市議会インターネット映像中継、大口庁舎、菱刈庁舎、まごし館、ふれあいセンターでも議会ライブ中継をごらんになれますということが綿密に書いてございます。そこで私たちの議会でも、このことを議会運営委員会で議論してもらいたいものだと思います。

それでは、通告いたしました次の5問について質問をいたします。

まず大きな1点目、自治会活動と行政連絡のあり方について、①文書等の配布は行政連絡員1人によりなされているのか。

②集金、回覧等はどのようになっているか。

③このことは小規模自治会、大規模自治会によって差異があると思ふが、その実態の説明を求めます。

4番目、行政連絡員は自治会長をもって充てるとなっておりますが、現在でもその規則が生きているのか、このことは第何条に書かれておりますか。

⑤市から毎月、今ちょっと答弁を読んだんですけど、毎月じゃなくて年に4回支給されるというふうになっている行政連絡員手当は、大規模自治会ではどのように運用されておりますか。

⑥小規模、中規模、大規模自治会の戸数の実態を示してください。

7番目、各自治会でのひと月の会費はどのようになっていますか。ひと月、年会費というところもあるというふうになら今ちょっと答弁書を読んだらそのように書いてありますが、⑧未加入世帯の実態はどのようになっていますか。これが一番今からの、今後の自治会運営、現在の自治会運営にネック、これを正していかなければ行政の浸透はできないと思ふます。

⑨自治会長手当、その他の役員の手当はどのように支給されておりますか。

大きな2番目、学校給食について、その1番目、旧始良町の自校方式はいつまで続くのですか。

⑫建昌小学校、仮称松原小学校、建昌幼稚園、帖佐幼稚園は、旧三叉小学校跡地に給食センターを

建設するとのことですが、現在の自校方式との関連はどのようになりますか。

3番目、山田小学校、山田中学校、北山小学校の給食はどのようになりますか。この3校は、連携して山田小学校で給食をつくって、中学校、北山小に配食している。今でもそうなのかどうかわかりませんが。

④旧加治木町、旧蒲生町の学校給食の実態を問います。特に、加治木町は学校給食センター方式だというふうに聞いております。そして蒲生町は、やはりそういう形式をとっておりますが民間委託だということを聞いております。ですから、その実態をつぶさにお伺いいたします。

5番目、給食調理員の正規職員、非正規職員の実態をお尋ねします。人件費はどのようになっていますか。これは、正規職員、非正規職員、非正規職員の中には以前長期臨時職員とかパート職員というのがありますが、今でもそういうふうになっているのかわかりませんがその辺のところを説明してください。

6、食材の調達はどのようになっていますか。

7番目、栄養士の配置はどのようになっていますか。これは自校方式の旧始良町、それから加治木のセンター方式、蒲生のそういうセンター方式の民間委託、そこにどのように栄養士が配置されているか。

大きな3番目、あいらびゅ一号の白銀坂駐車場の設置について、その1、現在公共の駐車場はありますが、立派なのが。長時間駐車して白銀坂を歩くことは考えられないか。

2番目、そうすると民間の土地が必要になりますが、どのように考えますか。

3番目、大口筋白銀坂を歩く人はどのような方々で、何人ぐらいおられますか。

4番目、始良市の起債の繰上償還について、その1、繰上償還の件数の実態はどのようになっていますか。

2番目、利率はどのようになっているか、例を上げて説明してください。

3番目、借入先はどこどこですか。

4番目、一般会計、特別会計別について説明を求めます。私が言う特別会計は水道事業会計のことでございます。

5番目、一番大きな償還額は幾らになりますか。

6番、繰上償還が市の財政運営にどのように影響してきますか。

次に、大きな5番目、医療費の抑制について、その1、年々ふえ続ける医療費対策を始良市はどのように分析しておりますか。

2番目、血圧コントロール、血糖コントロール等について、市はどのような対策を立て事業を実施しておりますか。

3番目、歯科についてはどのような対策を立てておられますか。

4番目、認知症が急増しておりますが、始良市の実態はどのようになっていますか。

5番目、始良市の国保はつい最近値上げしたばかりですが、今後の経営状況をどのように分析し見通しはどのようになっていますか。

最後に、各種の保険事業をどのように実施していくお考えですか。

○市長（笹山義弘君） 登壇

田口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち2問目の学校給食についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

1問目の、自治会活動と行政連絡のあり方についての1点目のご質問にお答えいたします。

市からの文書は、毎月2回行政連絡員宅等へ届けております。その後、自治会の規模にもよりますが、ほとんどの自治会では自治会の班組織を使って各戸に配布されているようでありませ

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

各自治会の集金や回覧等の詳細につきましては把握しておりませんが、自治会費の集金は年1回、半年ごとあるいは毎月と、各自治会によりさまざまであるようでありませ

4点目のご質問にお答えいたします。

本年4月1日から始良市行政事務の委託に関する規則第2条の規定により、原則として始良、加治木地区では自治会長を、蒲生地区では地区公民館長を行政連絡員として委嘱して

5点目のご質問にお答えいたします。

行政連絡員への委託料は、本年4月1日施行の始良市行政事務の委託に関する規則第5条で、6月、9月、12月、2月の年4回に支払うとして

自治会の規模の大小にかかわらず、行政連絡事務の委託料を自治会の運営費としている自治会もあるよう

6点目のご質問にお答えいたします。

構成世帯数が50世帯までの自治会が約60%、51から100世帯が約20%、101から200世帯が約10%、200世帯以上が約10%で

7点目のご質問にお答えいたします。

自治会費については、約70%の自治会が月500円以内であります

8点目のご質問にお答えいたします。

本年5月1日現在、約25%の世帯が自治会未加入となっております。

9点目のご質問にお答えいたします。

自治会の規模により、各自治会で手当の額や種類もさまざまであると認識して

次に、3問目のあいらびゅー一号の白銀坂駐車場の設置についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答え

白銀坂駐車場の利用につきましては、白銀坂を歩くまたは周辺史跡を散策する目的であれば長時間駐車することには問題なく、また白金森林公園駐車場も近くにあることから、民間の土地の利用など

また、あいらびゅー一号の立ち寄り先として歴史国道白銀坂入口を案内しておりますが、ご質問の白銀坂を歩くことについては最短でも往復2時間かかることから、運行時間の都合上実現はして

3点目のご質問についてお答えいたします。

白銀坂を歩かれる方の数は、1年間で約1万人程度であります。地元の各種団体や個人の体力及び

健康づくりに、学校の遠足、観光、高等学校、企業などの行事や登山同好会、登山者の練習に、青少年研修センターから重富海水浴場までを歩く夏・冬キャンプの参加者、さらには地元の方が毎日のように歩いておられます。

次に、4問目の始良市の起債の繰上償還についての1点目から4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

本市では、水道事業会計において平成22年度に4件、23年度に1件の繰上償還を行いました。この5件の借入利率は6.2%から7.2%であり、借入先は財政融資資金及び旧公営企業金融公庫でありました。

このほか、一般会計については本年度繰上償還を実施する予定であり、借入利率が5.5%から6.6%までの4件の旧簡易生命保険資金からの借入れ分を対象に計画しております。

また、その他の特別会計におきましては、補償金免除繰上償還の対象となるような残債がないため、繰上償還は予定しておりません。

5点目のご質問についてお答えいたします。

平成24年度の公債費において、償還額が最も大きいのは西始良クリーンセンター整備事業にかかる公債費で、元金償還額が約2億9,500万円であります。

6点目のご質問についてお答えいたします。

繰上償還を行う場合には、一括償還するのか借換えを行うかなどにより各年度の公債費としての支出額に影響いたしますが、残債期間や金利などを考慮した場合に、元利償還金の平準化や将来負担の軽減が図られる場合もあると認識しております。

次に、5問目の医療費の抑制についての1点目のご質問にお答えいたします。

医療費の増加につきましては、始良市全体の社会保険などの状況把握はできませんので、国民健康保険の医療費について申し上げますと、平成23年度実績見込みで約69億600万円で、前年比4%の増加が見込まれます。

内訳としましては、一般被保険者分が約63億2,600万円、退職被保険者が約5億8,000万円であり、そのうち65歳以上の前期高齢者の医療費の占める割合が全体の約52%で、約36億300万円であります。

平成24年3月末の本市の平均年齢は46.2歳で、前年度より0.4歳上昇しておりますが、そのうち国保加入者の平均年齢は53.0歳で、前年度末と比較して0.6歳上昇しております。本市人口の平均年齢の増加により、国保加入者の平均年齢の増加が多いことは、国保加入者の高齢化が進んでいることを示唆しております。

医療費増加の要因といたしましては、被保険者の高齢化、医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患患者の増加など考えられますが、今後も医療費の縮減のため特定健診事業、各種健康教室、疾病予防事業など被保険者の健康保持に向けた取組みを行いながら、あわせてレセプト点検、分析等による医療費の適正化対策を進め、検証を加えながら効果的な対策を実施していくことが必要と考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。

全国における医療費や死因の状況を見ますと、心疾患や脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患などの生活習慣病に起因する死亡者数が約6割、医療費では約3割を占めております。

本市におきましても、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病は、全て内臓脂肪の蓄積による代謝異常が引き金になっていることを踏まえ、特定健診のさらなる受診率向上への積極的な

取組みが必要と考えます。

平成23年度は、前年実績を5%程度を上回る約42%の特定健診受診率が見込まれますが、さらに本年度は目標としております65%に達するよう、受診勧奨を行いながら取り組んでまいります。

3点目のご質問にお答えいたします。

歯科の対策につきましては、成人期の歯の喪失原因であるとともに、全身の健康との関連においても重要である歯周疾患の早期発見を図るとともに、適切な歯科保健指導を実施し、壮年期からの口腔保健の認識の向上を図るために今年度から新たに歯周疾患健診を実施いたします。

この健診は、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象として、9月1日から11月30日まで本市内の協力歯科医療機関で個別検診により行います。対象者数は、本年4月1日現在で3,950人であり、協力歯科医療機関には受診者1人につき1回のみ3,000円で委託し、受診者の負担金は無料としております。

4点目のご質問にお答えいたします。

本年7月末日における本市の要支援・要介護認定者のうち、認定調査時において認知症を有していると判定された方は認定者数3,457人のうち2,460人であり、本市65歳以上の高齢者人口の12.5%を占めております。

参考までに申し上げますと、厚生労働省が発表した全国の推計値は9.9%、鹿児島県の推計値は13.6%となっております。

また、医療費に占める認知症の実態について、各社会保険を含む市全体の医療費の状況把握はできませんが、国民健康保険及び後期高齢者医療における医療費の状況として、平成23年5月診療分を例にとりますと、疾病分類の血管性及び詳細不明の認知症項目では合計で169件、費用額1,406万1,000円、アルツハイマー病項目では合計で200件、費用額1,991万8,000円の集計が出ております。

ただし、これはあくまでも主病としての集計であり、症例として他の疾病と複合的にあらわれる場合が多いことから、実際の罹患者はこれよりかなり多いものと考えられます。

5点目のご質問にお答えいたします。

始良市国民健康保険事業におきましては、平成26年度までの歳入として、国、県、社会保険診療報酬支払基金、その他の交付金や繰入金及び国民健康保険税の動向と、歳出では医療費、後期高齢者支援金、介護納付金、そのほかの拠出金などの推移を勘案しまして、24年度から26年度までの3年間、毎年約2億3,000万円の不足が見込まれるため、平成24年度から国民健康保険税の改定を行いました。

これらによる国民健康保険税の増収分、一般会計からの1億1,000万円の繰入金、また平成23年度の繰越金が見込まれることで、平成24年度の運営につきましては収支のバランスがとれるものと考えております。また、平成25年度及び26年度につきましては、医療費の増加を5%程度見込んでおります。その範囲内での増加であれば、十分対処できる見込みであります。

ただし、これも3年間の暫定的な改定及び一般会計の繰入措置による見込みですので、事業そのものの運営は非常に厳しい状況が続くものと認識しております。今後の医療費動向や国の制度改革の状況を見ながら、事業運営を行っていきたいと考えております。

6点目のご質問にお答えいたします。

市の保健事業は、妊婦・乳幼児から高齢者に至るまでの全ての世代を対象に健康づくり事業を実施しております。

生活習慣病対策は、若い年代からの取組みが必要であることから、健康あいら21の中でも生活習慣

病の項目を設定し、各ライフステージにおいても生活習慣病予防に取り組むとともに、特定健康診査やがん検診の受診率の向上、生活習慣病についての啓発・普及を図ってまいります。

また、生活習慣の改善を推進するための健康教育・健康相談等を通して、疾病の予防、早期発見・早期治療を図り、医療費の抑制に努めてまいります。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の学校給食についての1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

学校給食の運営については、始良市の将来的展望を踏まえた始良市学校給食あり方検討委員会を設置し、既に検討を開始したところであります。

この検討委員会は、始良市全体における学校給食のあり方について2カ年にわたって検討するものであり、基本的な方向性が示されるまでは現在の自校方式は維持してまいります。

また、山田小、山田中、北山小の給食についても、これまで同様山田小給食室から山田中と北山小へ運搬する方法による給食を提供してまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

今回建設する別棟給食室は、建昌小学校、仮称松原小学校、建昌幼稚園、帖佐幼稚園の2校2園に給食を提供するためだけの施設であり、現在の他の自校方式の学校に影響を与えることはありません。

4点目のご質問についてお答えいたします。

加治木地区の学校給食はセンター方式であり、調理・配送業務を民間委託により運営し、6校2園に給食を提供しております。また、蒲生地区の学校給食もセンター方式であり、調理業務は直営で運営し、配送業務を民間委託し、4校1園に給食を提供しております。

5点目のご質問についてお答えいたします。

給食調理員の正規職員は14人で、人件費は本年度予算額1億978万4,000円となっております。非正規職員は36人で、賃金は本年度予算額5,377万7,000円であります。

6点目のご質問についてお答えいたします。

自校方式及び学校給食センターにおいては、いずれも物資購入選定委員会等を組織し、その中で安定的な供給能力、衛生状態、従業員の清潔観念などを十分に検討し、衛生状態が良好でかつ誠実で信用のおける生産者や、鹿児島県学校給食会等の事業者から食材の購入を行っております。

7点目のご質問についてお答えいたします。

栄養教諭の配置については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律に基づき、県費負担教職員として現在始良市では8人配置されております。

配置されていない学校については、他の学校の栄養教諭が兼務し、栄養の指導・管理や食に関する指導を行っております。

以上で答弁を終わります。

○5番（田口幸一君） ちょうど30分の懇切丁寧な答弁をしていただきました。あと残時間29分となっておりますので、もう質問はこれで終わればいいんですが、一、二お尋ねをしてみたいと思います。

まず、自治会活動のあり方についてというところから、答弁では50世帯とか51から100世帯、これについてパーセントで答弁をもらいましたが、そこでお尋ねをいたします。

50戸以内、51戸から100戸、101から200戸、201から300戸、301から400戸、401から500戸、

501戸から600戸、601から700戸、701から800戸、801以上は何戸数あるのか、このことについてまず問いただします。

○総務部長（屋所克郎君） 計数につきましては担当課長に答弁させます。

○総務部総務課長（恒見良一君） 総務部総務課長の恒見です。よろしくお願いします。ただいまのご質問にお答えします。

始良市全体では330の自治会がありますが、その中で今議員がおっしゃったような形で申し述べますと、まず50世帯以下の自治会数189、51世帯から100世帯が73、101世帯から200世帯が42、201世帯から300世帯が17、301世帯から400世帯が3、401世帯から500世帯が4、501世帯から600世帯が1、また601世帯から800世帯というのは該当がございません。そして800世帯以上が1ということで、合計しますと冒頭申しあげました330ということになります。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） よくわかりました。

801戸以上といえば、皆様ご存じの松原上自治会は1,400ぐらいあると思うんですがそういう大きな自治会、今の答弁で50戸以内、1戸から50戸というのは189自治会あると。ここにほとんど集約されているんじゃないですかね。

その次に多いのが51戸から100戸、これが73、あとは42、17、3、4、501から600ちゅうのは1、600戸から800戸ちゅうのは該当がないということで、やっぱりこれからいきますと50戸以内、51戸から100戸が73ということで、小規模自治会が多いというふうになると思います。

これを自治会の、先日も同僚議員が自治会の統廃合についてという質問をされましたが、一概に、歴史とかそういうのがありますので小さいからといってそこを、自治会の統廃合をするというのは難しいかと思うんですが、次に私はこの行政連絡員はおおむね200戸が適当と考えると。これは鹿児島市等は大きな自治体によりますと、200戸に1人行政連絡員を委託して、文書の配付とかその他の業務を委託しているということでございます。

先日重富団地に行きました。自治会長、行政連絡員が一人で文書の配付をしておられました。101戸から200戸というところに当てはまるんじゃないかと思うんですが、200戸ぐらいだったら自治会長、行政連絡員さんが一人で文書の配付とかいろんな集金とかそういうのは可能じゃないかと思えます。どうでしょうかそのことについて。

○総務部総務課長（恒見良一君） お答えいたします。

自治会の数というのは、世帯数というのはさまざまでございますけれども、原則市長の答弁でもございましたように、行政連絡員は原則として代表者たる自治会長個人に市長が委嘱して行政事務を行っていただいております。

ただし、業務を受けていただいた行政連絡員の方は今度自治会の自治会長でもございます。そういった形の中では、そこでまた自治会の中で協議検討していただいて、その中でご自分で配付されてる自治会もございますし、自治会の班組織を使ってそして配布してる自治会もあることで、これはもうさまざまであるということだけお答えしときます。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 市から交付される行政連絡員手当は年に4回ということで、今の市長の答弁でわかりましたが、この行政連絡員の手当等について、そしてまた各自治会間、自治会長さん、行政連絡員を一堂に会しての研修会等で、この行政連絡員等の手当について行政連絡員研修会あるいは自治会連絡協議会の研修会等で論議されることがあるのか。

そしてまた、これは行政としてはそこに意見を挟むことはできないかと思うんですが、各行政連絡員間自治会長連絡会のそういう研修会等で論議に今までなったことがありますか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

始良市になる前までは、3地区でそれぞれの制度で行っていたわけですが、始良市になりましてから協議を始めまして、本年度から行政連絡員制度を統一したわけでございます。

その中で、3地区の代表者、各地区の役員会等で協議をいただいて、今年度から施行しているということでございます。

具体的には、始良地区におきましては行政連絡員協議会、それから加治木地区におきましては自治会連絡協議会、それから蒲生地区におきましては地区公民館連絡協議会等の中で説明をして、今になってるということでございます。

○5番（田口幸一君） 以前は自連があったと思うんですが、行政連絡員と民生委員、児童委員を兼務しておられる方もおられた。現在はそれはないということですけど、手当のことで自治会委員さん等からいろいろ耳に聞こえてきますが、民生委員、児童委員の手当ですね、これは年俸になっているんですがそれはどうなっていますか。

○福祉部長（窪田広志君） お答えいたします。

民生委員の方々については、民生委員法によりまして給与を支給しないと規制されておりますので、無報酬という形でございます。ただし、活動については交通費等がかかりますので、市から費用弁償として平均すれば1万5,000円程度の活動費として支給をしております。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） 私、ここに22年度、23年度の決算見込書、これまだ決算認定になっておりませんが、この決算にかかる主要な施策の成果報告書というのに目を通してみました。

それによりますと、行政連絡員の委託料、平成22年度決算は6,842万6,270円、そして平成23年度の決算見込では4,350万9,240円で、減額の大ききく2,491万7,030円となっております。2,400万円から減っているんですよ、22年度から23年度を比較しますと。

このことは、行政連絡員の辞令交付式がもう既に終わっておりますが、各行政連絡員に説明がしてあるんですか。

○総務部総務課長（恒見良一君） お答えいたします。

まず一つ、22年度というのはちょうど予算措置の関係でいえば、まだ始良、加治木、蒲生地区がそ

それぞれ予算を一本で計上してるときです。例えば、今議員ご指摘の費目でいえば総務費、総務管理費の一般管理費、2・1・1の13の委託料のところをご指摘していただいていると思うんですけども、この中ではご存じのように蒲生地区だけは事務交付金でことで補助交付金の中で出しております。そして、加治木地区と始良地区は、13節の委託料でこの22年度については予算執行しているということです。

その関係で、今議員ご指摘の6,842万6,270円というのは、始良地区、加治木地区のそれぞれ委託料が含まれてると。

内訳申し上げますと、この6,842万6,270円の中で始良地区が4,289万1,920円、それから加治木地区が2,553万4,350円、この2つの合計が今のこの6,842万6,270円になっております。

今お手元に、今度平成23年度決算、先ほど言われたようにまだ決算承認をしていただいたわけがありませんけれども、この緑の冊子、この中のまず58ページのほうを見ていただければと思います。

今おっしゃった4,350万9,240円、それからもう一つあるのが72ページのほうをご確認いただければと思います。このちょうど中ほどのところに、同じく費目でいえば2・1・10です。加治木総合支所費の中に行政連絡員委託料というのが出てきて、ここに2,548万9,300円というのが出てきます。

今、議員ご指摘のこの58ページ、72ページの合計金額が6,899万8,540円でことで、逆に今度は今の合計しますとこの23年度の決算額と22年度の決算額をそれぞれ差し引きしますと、逆に23年度のほうが大きくて57万2,270円という金額が出てきます。

この金額についての内訳は、世帯数、加入世帯の増えていることをご理解いただきたいと思います。こういう理由でございますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○5番（田口幸一君） もう懇切丁寧な本当答弁で勉強になりますが、最後に市長が行政を各世帯ですね、個人に浸透させるためにはこの行政連絡の組織、自治会組織が最も大切だと思うんです。そこで、この未加入世帯を解消するためにどのような施策を考えておられますか。市長お願いします。

○市長（笹山義弘君） この自治会未加入問題というのは永遠のテーマになりそうでございます、大変悩ましい問題でございます。

各地区での市長と語る会等々に出席をさせていただいて、どの地区においてもこの自治会未加入問題ということを訴えをいただいて、それで自治会の運営が立ち行かなくなるという現状を訴えておられるところでございます。

行政といたしましても、転入の折いろいろと窓口で説明する、そしてペーパーベースでこの加入を促す活動はしているところでございますが、条例等で縛るということは法で認められてないというようなことですので、今後も不動産関係者含めていろいろとご相談しながら加入をしていただくように今後も取り組んでいきたいというふうに思います。

○5番（田口幸一君） 大きな2番目の学校給食についてはおおむね理解できましたので、これはもう質問はこれで終わりたいと思います。

3番目のあいらびゅー号の白銀坂駐車場の設置についてということで4つほどしましたが、もう一括してしますので簡潔な答弁をお願いいたします。

このことについては、担当者のほうにも2問目以降はということで大方の通告はしてありますので、そこで1点目、平成22年度決算では市観光バス運行試験事業委託料780万975円が支出されております。その内訳はどうなっているか。この平成22年度の決算書に、この黄色いのに出ております。

それから2つ目教は、平成23年度の決算見込みでは市観光バス運行試験事業委託料は大きく、これは合併して2年目ですから2,244万3,750円となっており、大幅にふえております。その内訳を簡潔に説明してください。

そして、市長と語る会でよく市長はワイコインでということで、同僚議員も先日の質問をされましたが、ワンコイン500円とのことで延べ人数は何人か、これ非常に人気があるということで、この歳出のほうは今私が申しあげました22年度決算、23年度の決算見込みで、これは数字がはっきりしたのが何円まで出ております。

この乗車料金500円、延べ人数というのはわかっていると思うんですが、歳入額がこの22年度の決算書、23年度の決算見込書に上がってきておりません。私の見方が足りないのかもしれませんが、何ページに掲載されているかそれをお知らせください。

それと、もう一遍にやります。あいらびゅ一号で非常に人気があるということで、私は先日池島公園というところでグラウンドゴルフをしたんですが、そのときの昼ごはんを一緒に食べた奥さんの話で、平松地区に、あれは山ノ口ですかね城瀬自治会ですかね、わが家という食事をするところがあるんですよ。そこに寄って休息をして昼食を、あいらびゅ一号ですよ、あいらびゅ一号でおいてそこで1時間なら1時間昼食をするんだということです。したという人もおりました。わが家ですね。

だから、ほかにもこういう事例があると思うんですが、よく同僚議員が言われますが、観光とはごみを落とすのではなくお金をたくさん落とすものであると私もそういうふうと考えております。

このような事例というのがあれば説明をしていただきたい。こういうことが観光の我が市の経済効果につながって、こういう780万とか2,243万750円投資委託料で投資しておりますけど、これ以上の3,000万以上の経済効果があるんだということを市長も市長と語る会で説明をされました。

そういうことで、私がここでお尋ねしたいのは、歳入の乗車料金の500円のこれが延べ何人で、何ページに掲載されているのが1点と、そのあとをわが家等で寄って昼食休息をするということがあるのかどうか、そして最後に、このあいらびゅ一号の運行については市長は非常に力を入れておられますから、最後に市長の考えもあわせてお願いいたします。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

まず1点目の質問の、22年度の支出の内訳でございますけれども、22年度はふるさと雇用再生特別基金事業というので実施いたしまして、雇用人数8名、人件費といたしまして394万8,000円、諸経費といたしまして385万2,975円、この諸経費の中にはバスのラッピング経費126万円、ほか運行経費等が含まれております。

それで、23年度につきましては、同じく基金事業のふるさと雇用再生特別基金事業という事業で実施いたしまして、事業費がふえているのは22年度につきましては、もう3月末、3月は運行回数7回分、23年度につきましては、年間を通しての運行回数としまして154回の運行でございましたので、その分の年間分ということで増額となっております。

これも人件費6名分で1,297万281円、諸経費といたしまして947万3,469円、簡潔にということで、細かい諸経費の中の数字は述べませんが、同じくバスの運行経費、事務所経費、企画費、運

営費などが含まれております。

それから、3問目の1人500円いただいた分の収入額ということでございますが、23年度につきましては乗車数としまして3,010人でしたので、500円で掛けますと150万5,000円という数字になります。

これにつきましては、あいらびゅ一号の目的というのが観光交流人口の拡大、始良ファンづくり、始良市のPRというのが目的でございます、それに県の基金事業で実施しました関係から試験運行事業ということでございましたので、歳入については受け入れをしておりません。これは、企業の方の乗車率を高めるための努力をしていただいたというようなことで、その分については歳入は受け入れておりません。

しかし、24年度に（「もういいですよ」と呼ぶ者あり）つきましては、そうした昨年の基金事業から市の単独事業ということで実施になりましたので、歳入見込み額を委託料から差し引いてその額で委託しております。したがって、歳入の受け入れというのはいたしてないところでございます。

以上でございます。

○市長（笹山義弘君） 本市は県内の19番目に誕生したと、一番最後の市でございまして、全国的にはこの始良市と私もはなじんでおりますけれども、この始良市をなかなか読んでいただけない状況があります。

そういう中で、やはり後発の市としては市を売り出すということで、何かその始良市にひっかけてということにしました。それであいらびゅ一号が非常に好評を得ております。このことで、本市の認知度というのも高まってきつつあるというふうに思いますので、今後とも一体的な観光地に資するよう努力してまいりたいというふうに思います。

○5番（田口幸一君） ありがとうございます。それで、起債の繰上げについてですね。

これも私の質問の仕方が悪いんですが、あと5分しかありませんのでその範囲内でお願いいたします。

ここに水道事業の決算書を持ってきましたが、水道事業の決算書には種類、発行年月日、これは24ページ、25ページ、26、27ページに発行総額、当年度償還高、償還高累計、未償還高、利率、償還周期、備考ということで、非常にわかりやすい、説明をしてもらわなくても決算書の一番最後のページを見たらわかるんですよ。

それが、一般会計においてはこれはもう語りますけど、この補正予算書の一番最後の74ページに同じようなことが書いてあります。区分、前年度末現在高、前年度末現在高見込額、当該年度中起債見込額、当該年度中元金見込額、当該年度末現在高見込額は書いてありますが、この水道事業会計と同じように決算書に公表できないものか。これ簡単にできるできないということで、もうそれだけで結構です。

それと、水道事業会計と一般会計の繰上償還の条件はどうなっているか、これも簡単をお願いします。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 決算書の作成ということでご説明申し上げます。

水道事業会計は、その議員がご指摘された件数でおよそ70件程度、一般会計につきましては七百数

十件ございますので、同様な起債はなかなか難しいかと思っております。およそ10倍です。

ただ、借りた利率、それから残りの年数等につきましては、何らかの形で区分ごと、700幾らが簡潔にもうちょっと区分をすることはできますので、検討してまいりたいと思っております。

それから、2点目の繰上償還の条件ですけれども、今回市で計画しております条件を申し上げますと、5.5%から6.6%のものを合計4件、旧簡易生命保険資金ということで計画をしております。これには行財政改革を進めるという調書を添付するようになっております。

以上でございます。

○水道事業部長（富永博彰君） お答えします。

水道部といたしまして、財政のほうから申し上げましたように、これ財務省のほうから運用資金の繰上償還にかかわる措置ということで通達が来ています。そういった中で、最初は19年度もう既に始まっています。19年度から21年度までの償還が、金利が5%以上ということでございました。

さらに、財務省のほうといたしましては、22年度以降もこの措置を特例措置としますということで3年間延長いたしまして、今回水道事業部といたしましては6.3%以上、あるいは5.5%以上の、22年度と24年度合計5件を今度繰上償還をいたした現状であります。

○議長（玉利道満君） これで田口幸一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度といたします。

（午前10時00分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時09分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

6番、湯之原一郎議員の発言を許します。

○6番（湯之原一郎君） 登壇

9月3日月曜日、蒲生地域に県のドクターヘリが1日2回も出動飛来する事故が2件発生いたしました。いずれも高齢者の方が転倒転落して大けがをされ、ドクターヘリの出動要請がかかったものようであります。消防とドクターヘリの連携を目の当たりにして、ドクターヘリの重要性を認識したところではありますが、1点だけ疑問を感じたことがあります。

同日、午後に発生した大山地区の事故では、事故現場がドクターヘリのランデブーポイントに指定されている休校中の大山小学校のすぐ近くであったにもかかわらず、負傷された高齢女性は10km以上離れたスポレク広場のランデブーポイントまで搬送され、ドクターヘリに引き渡されたようです。

ドクターヘリが到着しても、救急車が到着するまでしばらく時間がかかったようであります。その高齢女性は、当夜搬送先の病院で亡くなられたということですが、もし近くのランデブーポイントで引き渡しが行われ、早く医師の手当ができていたらとの思いもあります。

何らかの原因があって引き渡し地点を決定された現場の判断は尊重しますが、目の前にランデブーポイントがありながら使用できなかったことへの遺族や地域の方々の思いは複雑ではないかと想像し

ます。

亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、今回大山小学校校庭をランデブーポイントとして使用しなかった原因の解明と、ランデブーポイントとして指定されている以上常に着陸可能な環境を整えることは重要なことだと考えます。当局の今後の善処を要請し、少し前置きが長くなりましたが、さきに通告しておりました3点について順次質問してまいります。

質問事項1、過疎法改正について、過疎地域自立促進特別措置法が改正され有効期限を5年間延長し、平成33年3月31日までとなった。改正理由に、東日本大震災発生後の過疎法関係市町村の実情にかんがみて有効期限を延長するとなっている。

そこで1番目に、始良市では旧蒲生地域がみなし過疎地域になっているが、期限延長により過疎債の活用策についてどのような方針で対応していくか伺います。

次に、合併推進債についても発行期限が5年延長されました。期限延長により、どのような方針で対応していくのか伺います。

質問事項2、農業農村振興ビジョンの策定について、産業文教常任委員会では京都府京丹後市を訪問し、農業政策に関して調査を実施いたしました。

京丹後市では、市総合計画を踏まえ、農業政策と農村政策の両面から、おおむね10年先を見通した市が目指す農業農村の将来像を京丹後市農業農村振興ビジョンにまとめておられます。

1土地利用、2担い手、3生産、4流通、5地域づくりの5つの振興施策のテーマごとに、将来イメージ、テーマ実現に向けての施策と具体的な目標を設定し、工程や施策の実現効果について年に1回年次報告書を作成し、議会及び市民へ報告するようになっているようです。

本市では、始良市水田農業ビジョンが策定されておりますが、第1次始良市総合計画に基づき農業・農村の対応すべき課題に総括的に取り組む農業農村振興ビジョンを策定する考えはないか伺います。

周りを見渡しますと、現状を維持することさえも難しくなっていくような状況であります。農業従事者が希望を持って農作業に励み、若年齢の就農者の増加にはずみがつくような夢のあるビジョンが必要と考えます。

3問目の質問事項、林業施策についてお伺いいたします。本市の林野面積は1万5,018ha、これは平成22年鹿児島県森林・林業統計での数字でございますが、1万5,018haとなっており、市の総面積の約65%を占めております。

一方で、木材価格の長期低迷や林業生産コストの増加などの要因で森林所有者の山への愛着が薄れ、除伐・間伐などの山の手入れがおくれ、ひいては国土保全や水源涵養など森林が持つ公益的機能が十分に発揮できない状況が懸念されております。

川上の安定なくして川下の繁栄はない。市の上流域に広がる森林を適正に管理していく施策が今こそ必要と考えます。以下の点について市長の考えを伺います。

1、林業後継者・林業従事者の確保対策について。

2、森林・林業の大切さを多くの市民に認識していただくために、市主催の植樹・育樹祭の事業の展開はできないか。

3番目に、バイオマス活用の一環として、薪風呂、薪ストーブへの助成事業の導入はできないか、以上3点についてお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君）

登壇

湯之原議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の過疎法改正についての 1 点目と 2 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

過疎債につきましては、基本的には、始良市過疎地域自立促進計画に沿って実施される事業費の財源として活用することになると考えております。それは、地域の特性に適合した産業の振興、生活環境の整備、公共交通網の再構築、高齢者対策の推進、教育の振興、集落の整備、集落環境を保全するための空き地・空き家対策の推進、コミュニティ活動等の推進、地域間交流によるまちづくり、共生・協働によるまちづくりであります。

これらの施策を実施するに当たりましては、ハード事業からソフト事業へ重心を移しながら、ソフト事業を補完する形で起債が行われることが望ましいと考えております。

ただし、懸案事項であり、既に作業が始まっております宇都トンネルの整備予定時期が期限延長の枠内となってまいりましたので、計画実現のために活用していきたいと考えております。

合併推進債につきましては、合併した市町村のまちづくりのため特定の公共施設の整備に活用されるものでありますので、消防署、火葬場などに続く公共施設の整備計画の策定を急ぎ、着実に進めていきたいと考えております。

次に、2 問目の農業農村振興ビジョンの策定についてのご質問にお答えいたします。

農業をめぐる情勢は非常に厳しい環境にあり、農村の過疎化、高齢化が進んでおります。市としては、本年 3 月に、今後のまちづくりの指針となる第 1 次始良市総合計画を策定いたしました。

その中で農政部門では、地域資源を活かした活力のある産業の育つまちを将来像とし、活力あふれる農林水産業の振興を図るを基本計画に掲げ、生産基盤・環境基盤整備の推進、担い手や後継者の確保・育成、営農組織化の推進と活動の充実、特産品の開発とブランド化などを基本施策の方向性としております。

農政関連の計画は、市の総合計画に沿った中で地域水田農業ビジョン、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、農業振興地域整備計画等を作成して農業振興に努めております。

また本年、国が進める新規就農者の支援や農地集積・地域の話し合い活動による集落営農活性化に向けた地域農業の将来像を計画する人・農地プランを作成することとしております。

始良市総合計画のもとで、これらの農業振興関連計画を総合して農業施策の振興に取り組んでいきたいと考えております。

次に、3 問目の林業施策についての 1 点目のご質問についてお答えいたします。

林業後継者・林業従事者の確保のため、県が県林業労働力確保支援センターにおいて高性能林業機械等の技術講習、労働安全衛生法に基づく技能講習や安全教育を実施しております。

本市では、緑の雇用現場技能者育成対策事業の 1 年目から 3 年目までの研修に対し、市有林を研修場所として提供しております。また、市内在住の林業従事者の社会保険制度加入のための県林業担い手育成基金事業や、就労の長期化を促進するための林業通年雇用就労奨励事業に補助を実施するなど、林業従事者の確保対策を行っているところであります。

2 点目のご質問についてお答えいたします。

本市では、森林・林業の大切さを多くの市民に認識していただくために、始良市みどり推進協議会におきまして自治会等への緑化の推進や、あいら森の祭りなどを開催しております。

また、始良・伊佐地域の植樹祭が毎年開催されており、平成 22 年度には始良市蒲生ふるさと公園で

開催いたしました。が、駐車場や植樹場所などの問題もあり、今後の開催については開催場所の選定に苦慮しているところであります。

市主催の植樹・育樹祭事業につきましては、これらのことを十分に踏まえ、検討していきたいと考えます。

3点目のご質問にお答えいたします。

さきの堂森議員のご質問にお答えしましたように、木質バイオマスの利活用システムが本格的に稼働するようであれば、今後それらの活用の状況を見定めた上で薪風呂、薪ストーブ等への助成も研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

○6番（湯之原一郎君） それでは、最初から順を追って再質問をしていきますが、まず過疎法の改正の件でございますけれども、この答弁の中に今後の動向としまして、ハード事業からソフト事業へ重心を移しながらという文言がございますけれども、旧蒲生町時代を考えますと、どちらかというハード面に軸足を置いていたように記憶しているところでございます。過疎事業促進計画の中にも、ハード面での計画がたくさん記載されているわけですが、ハード事業について、ここに宇都トンネルの整備が載っておりますけれども、このほかの面のハード事業というのはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘のハード面についてご答弁申し上げます。

議員仰せのとおり、今まで道路整備のハード事業をしておりましたけれども、国の方針としてソフト事業への転換が言われておりますが、ハード事業につきましても道路整備等必要な箇所については整備するというところで計画をしていく考えでございます。

○6番（湯之原一郎君） このほかにもハード面での整備もしていくということですが、大体そのハード面ソフト面の割合と申しますか、大体どれぐらいの割合で今後事業実施されていかれる計画なのかお知らせください。

○企画部長（甲斐滋彦君） ただいまのご指摘の件ですが、ちょっとつぶさに発言はできませんが、今までの22年度、23年度の例から申し上げますと、ハード面については約8割程度してみようかと思っております。

今後のハード計画につきましては、過疎の計画の中でその年度の事業規模を勘案しながら計画していくということで、どれだけという割合については申し上げられないところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 割合についてはここでは述べることはできないということですが、蒲生地域の住民の方々の中の要望としては、やはりまだハード面の整備の要望も多いと思うわけですが、そのことについてはまた後で触れます。

それで、質問事項の中にも記載しておりましたけれども、改正理由に東日本大震災後の過疎法関係市町村の実情にかんがみて有効期限を延長するというような記載があるわけですが、本市の場合は東日本大震災の直接的な被害は皆無であったわけですが、その過疎債の起債等に間接的な

影響があったものかどうか、その点についてお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご指摘の点についてご答弁申し上げます。

始良市において、影響というのは非常にいい影響と自分は考えております。と申しますのは、平成28年の3月31日で失効するのが5年延長されまして平成33年の3月31日までとなりました。

この関係で、現在宇都トンネルについては鹿児島市と協議しておりますが、協議の中では30から31年度のほうで鹿児島市としてはしてほしいというようなご意向でございました。これでは過疎債が活用されないということで、別の事業を導入しようと計画しておりましたけれども、過疎法の延長によりまして過疎債の対象になりますので、そういう意味では非常に延長されて蒲生地域にとってはいろんな事業の展開ができるのではないかと考えているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） お話を伺いますと、非常にこう始良市にとって、蒲生地域にとってありがたいということでございますけれども、現状見てみますと旧蒲生町地域は以前として過疎化の進展から脱却したとは言いがたいと思うわけですが、道路関係、住宅政策、観光ルートの整備、そのほか産業の基盤の整備にある程度の効果が上がってきており、もしこの自立促進計画がなかったならば人口減少はもっと深刻に進んでいたのではないかと私も思っております。

これまで実施されたその過疎自立促進計画に基づいた振興策の効果については、どのように評価されていらっしゃるのかお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘の過疎債を使った地域振興策の成果でございますが、旧町時代から過疎債を相当程度蒲生町は活用しております。現在も引き続いておりますが、一番の効果はハード面をしておりました道路整備について、非常に整備がされたのではないかと思っております。

今後につきましては、失効後も使えるようにということでソフト事業を27年度まで2億円積み立てておりますので、そういう意味ではハード面ではなくてソフト事業ということで農林産物を活用した第6次産業なんかの活用をしていくということでございます。

○6番（湯之原一郎君） 平成22年に、諸般の過疎地域自立促進計画を策定したわけですが、その際、当時私総務常任委員会に所属しておりました、委員会の説明の中で、年間約3億円程度の過疎債の起債を予定しているという説明があったように記憶しております。

決算書を概算で、ちょっと細かくは合っていないかもしれませんが、平成22年度の決算で約1億8,000万円、平成23年度で約2億7,000万円の過疎債の起債があったと思うんですけれども、今後5年間延長されたことで年間の起債額と最終年度、平成32年度までに予想される起債総額がどの程度になるとお考えなのか、概算でもいいですのでその点がわかればお知らせください。

○企画部長（甲斐滋彦君） 過疎債の件については議員仰せのとおりでしたけど、平成22年度は2億1,860万円になろうかと思えます。23年度は議員仰せのとおり2億7,600万円でございます。

今後のことについては、第3次実施計画の中でしていきますので、この数字がそのままいくのかどうかということについては現時点では申し上げられないところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 先ほど少し言及されましたけれども、平成22年度から過疎地域自立促進基金の積み立てが始まっているわけですが、決算額で平成22年が4,840万円、平成23年度で5,090万円が積み立てられておりますけれども、先ほど平成27年度までの数字を申されましたけれども、これが5年間延長されたことで最終的にどれぐらいの額になって、またその使用方法に、使途についての考え方はどうなっているのかお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘のソフト基金でございますが、現在9,930万円積み立てております。これが延長になりましたときに、どの程度積み立てられるかというのは申し上げられませんが、このソフト基金につきましては毎年国のほうから上限額が示されてきて、その上限額に近い形で現在9,900万積み立てております。27年度までは、想定では約2億程度になろうかと思っております。その後については、また国からの方針が来ることということで、現時点では申し上げられません。

このソフト基金の活用につきましては、現在過疎自立促進計画の中に掲載しておりますが、市としては第6次産業の促進事業を計画しております。このほかに、商工会の育成、それから通学補助、そういうのなんかも対象になりますが、この第6次産業推進計画は農林産物の振興ということで、生産から販売まで一貫した整備を行うということで、今後蒲生地域でこのような事業が展開されてこのノウハウを始良地域、加治木地域にも広げていかれるような事業ということで、大変重視しているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） ただいままでの答弁を聞いておりますと、この延長が決定されたのが6月でしたか。まだその28年度以降の計画についてはまだ未定な部分が多いと何か感じられますけれども、いずれはその計画の見通しが必要ではないかと考えるわけですが、その見直しの時期等についてはいつの時期を考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 議員ご指摘の見直しの時期ですが、現在国、県から明確な資料等が届いておりませんので、その時点で対応しようと思っておりますが、ソフト基金の積み立てが可能であれば将来とも積み立てて、失効後に有効にいけるような基金としてすべきではないかと企画部としては考えているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） ハード面について1点だけ。それでないと、3点ほどちょっと考えておりましたけれども1点だけちょっとお伺いします。

住宅政策についてでございますが、蒲生地域には平成24年3月末現在で市営住宅81戸、公営住宅310戸、県営住宅26戸がございます。本年3月に策定されました始良市住生活基本計画では、蒲生地域を含む北部中部地域への市営住宅の建設の促進が掲げてあります。

過疎自立促進計画の中にも、自立促進施策として市営住宅整備事業が盛り込まれておりますけれども、質問の1点目に、今後蒲生地域にどの程度の市営住宅を建設していく計画があるのか。

それと2点目ですけれども、これは私が平成22年の12月議会で一般質問いたしておりますけれども、蒲生市街地、中心部に近い、少し近い地域に市営住宅の空白地域があるという現実をお話しましてそれに理解を求めたわけですが、そういう地域では、地域の若い人たちが結婚しても地域に住む適当なところがないために地域を離れて居住して、結果的にその地域外居住区に家を建ててしまっ

地域から若い人たちが流出しているという現実がございます。

市営公営住宅空白地域の解消を訴えたわけですが、そのときの答弁では住宅マスタープラン作成時に検討するというような答弁でございました。先ほど申しましたように、過疎地域自立促進計画の中にもそういう施策が盛り込まれておりますので、この件についてはその市営公営住宅空白地域の対応については検討がなされているのかどうか。そのときは住宅マスタープラン作成時に検討するという答弁がございました。検討されたのかどうかお伺いいたします。

○建設部長（蔵町芳郎君） 1点目の市営住宅の建設につきましては、24年度から33年度までの建てかえ計画を立てております。

蒲生地区におきましては大迫団地、これが24年度計画現在しております。それと、西浦が33年度に計画しております。

蒲生地区だけではございませんで、加治木地区が新富、西岩原、高井田、江口、東蔵王、始良が十日町東にこの24年度から33年度まで建てかえ計画を立てております。

それと、住宅マスタープランでの検討内容につきましては、課長のほうで説明させていただきます。

失礼いたしました。課長が来ておりませんので、当然この住宅マスタープランの中でこの住宅長寿命化、それと住宅の建てかえ等について検討した結果でこのような建てかえ計画等が立てられております。

以上です。

○6番（湯之原一郎君） その空白地域の問題については、非常にその地域の人にとっては深刻な問題であるような気がしますので、今答弁の中にはそういうことには言及されませんでした。いずれかの段階で検討していただければと思います。

1点、ここで苦言を言わせていただきます。これも過疎自立促進計画に関係のある事項ですので発言を許していただきたいんですが、本年第1回定例会で始良市移住定住促進条例の制定の件が提案されて、総務常任委員会ではその第4条、補助対象区域にただし書きを加えて、第1条の目的達成のために補助対象区域外でもこの条例の適用が必要と認められる地域については補助対象区域とするとの修正案を可決しております。

本会議でも修正案が可決され、同時にその3月議会で過疎地域自立促進計画の一部変更が提案されて、過疎地域自立促進特別事業として移住定住促進条例に基づく中山間地域移住定住促進事業が加えられて、それも可決されております。

現在、始良市のホームページで移住定住をお考えの皆様へと題して募集がかけられているんですけど、議会が修正した分については一言も触れられておりません。市民の中には、修正案で取り上げた部分で対象となる方も多分おられるのではないかと考えますけれども、なぜこの修正分について市民への周知をしないのか不思議でなりません。悪く言えば議会を軽視していると受け取られかねないと考えますけれども、いかがでしょうか。市長の答弁をお願いいたします。

○企画部長（甲斐滋彦君） 市長の答弁の前に企画部でございますが、ただいま議員からご指摘のありました始良市の移住定住促進条例の件でございますが、議会のほうから修正していただいた件については、現在企画部のほうで対応しておりますが、区域の見直しについてもうちちょっと慎重な対応が必

要ということしておりますので、近いうちに修正、区域が広がった箇所にはまたお知らせするということで、現在作業は続けておりますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。

○市長（笹山義弘君） この移住定住促進の問題でございますが、地域の過疎化、それでこの地域活性化等々をいろいろ精査しますと、課題としてやはり地域に子どもが残らないということがやはり一つあるということでもあります。そういうことから、まず小学校を維持しないといけないという考え方からこれは出ているところでございます。

したがって、今後とも、今特認校制度を活用しながら学校維持ということにも努めておりますけれども、それに増しまして地域にやはり子どもが、赤ちゃんの声が地域にあるということは地域が活性化するということにもつながろうということで、今後ともそういう趣旨でこの事業を進めていきたいというふうに考えております。

○6番（湯之原一郎君） 市長のおっしゃることは重々わかるわけですが、その小規模校区域以外でもやはり以前小学校が存在して、同じような状況でどんどん人口が少なくなって、子どもたちが少なくなっている状況があるということで私どもはその修正案を出したわけですので、そのあたりをしっかりと理解して早目に対応していただければと思います。

それでは、この過疎自立促進計画の件で最後の質問になりますけれども、これ政策的な質問になりますので市長の答弁をお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の第3条、過疎地域自立促進のための対策の目標の中に、中小企業の育成、安定的な雇用を増大という文言がございます。蒲生地区の建設業組合の会員の方から、ある資料をいただきました。

合併前と合併後の組合の請負工事受注件数と受注額の比較表です。これによりますと、合併前平成20年21年と、合併後22年23年を比較しますと、平均で約3割の受注しかなくかなりの減少となっているようです。

合併前は過疎対策事業を含めた公共事業を手がけてこられたわけですが、合併後は過疎事業の入札にも参加が制限され、多くの事業者が大変苦しい状況に陥っているようです。

入札に際しましては、格付け制度があることは十分承知しているところではございますけれども、この第3条の意図からも、せめて過疎対策事業の入札参加への門戸を開くべきだと考えますがいかがでしょうか。

この建設業者ばかりでなくて、その会社が雇用されている方々、あるいは周辺の商店主からもこの公共事業に起因する購売の減少に対する不満を耳にすることがございます。市長いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 工事の発注のあり方等につきましては、始良市となりまして事業所のランクの格付けの問題等々も、一定のルールのもとにそのように進めているところでございますが、事業を得る機会というか工事を得る機会としては、始良市全域等しくそのルールのもとにそのチャンスが享受できるような形で公平に進めさせていただいているというふうに思います。

この過疎法のことにつきましては、今後ともこの蒲生地区についての適用ということになってまいりますので、先ほど来申し上げておりますようにハード面の面もございまして、存続できるそういう施策を推進するために、このソフト事業を含めていろいろと事業を展開していく必要があろうという

ふうに思いますので、いろいろのそういう商店の方々等々を含めて、いろいろとご要望があるとすればそのことについてはそういう事業等を活用しながら手当をしていけばというふうにも考えているところでございます。

○6番(湯之原一郎君) 時間もございませんので次に移りますが、一言つけ加えておきますけれども、この現状が続きますと廃業を余儀なくされる事業者も出てくると考えます。

災害発生時の応急処置への対応にも影響が出てくるのが懸念されますので、十分に今後検討をお願いして次の質問に移ります。

合併推進債の件ですけれども、合併推進債については充当率が90%、元利償還金の40%が後年度に普通交付税で基準財政需要額に算入されるということですが、この5年間延長によりまして対象事業や起債額について、答弁書のほうに消防署、火葬場などに続く公共施設の整備計画の策定を急ぎということが書かれておりますけれども、現段階でどのような検討が加えられているのかお知らせ願います。

○市長(笹山義弘君) 始良市が誕生いたしまして、今2年半が過ぎようとしているところでございますが、そういう中でいろいろとハード面ソフト面、先ほど来申し上げておりますようにいろいろと始良市としての形態といいますか、その整備をしなければならぬ課題は多種多様にわたっております。

そういう中で、今インフラ整備一つをとりましても、道路行政にしても、それからこれは当然踏切等も含むことでございますがそれらの事業、それから住宅の事業、それから公共施設の整備につきましても、今後どのようにこの全体として整備を図っていくのかということも今計画の途中にあることでございます。

大きな事業について、例えば学校、それから消防、火葬場ということにつきましては議会でも十分にもんでいただいたところでございますが、今後とも大きな事業が予想されることについては、行政だけで進められる事業ではございませんので、十分に議会、そして住民の皆様方にも参画いただいて計画はつくっていかねばならないということでございますが、今すぐに皆様にご相談するという状況には今ないということでございますので、お示しできることになりましたらこういう形で計画を進めていきたいというご相談は申し上げたいというふうに思います。

○6番(湯之原一郎君) ただいま市長の言葉の中に、現在の火葬場、消防の件で、十分に議会の理解を得ながらということでそういう言葉がございましたけれども、昨年の9月議会で火葬場にかかる位置決定図作成等業務に伴う債務負担についての提案がなされましたけれども、議会では財政状況、事業開始の時期や周辺道路の問題等さまざまな意見が出されまして債務負担行為を認めなかったわけですが、議員の中になし崩し的に事業が進められていくことへの危機感もあり、削除したという経緯がございます。

以前、火葬場の建設については合併推進債が使えるうちに完成を目指したいとの説明があったかと記憶しておりますけれども、今回起債の発行期限の延長がされたことで、この建設スケジュールについての考え方に変わりはないのかお伺いいたします。

本当に、現在計画されている場所が適地なのか、交通の利便性や眺望等を考えますとまだ議員の中には疑問符をつける方が多くいらっしゃるのではないかと考えておりますけれども、この際もつと時

間をかけて検討するお考えはないのか伺います。

○市長（笹山義弘君） 事業の推進につきましては、先ほど来申し上げておりますように、始良市としての整備しなければならない課題というのは後ろに幾つも控えているということでもあります。

その優先順位をどのようにつけていくかということもあろうかと思いますが、一つには公約で掲げてございます。その中で色々と多くの声もいただいていることでもありますから、そういうことを受けながらどういう、住民の、市民の皆様がどういうご要望が強いのかということは、そういう活動の中でひしひしと感じております。

それらを具現化するというのが私に課せられた課題であらうということも考えておりますので、そういう意味で次にある程度の道筋ご理解いただければ、次に先ほど来申し上げておりますように、次の課題ということについてご相談をするという手立てにさせていただきたいということを考えているところでございます。

その中で、道路についても大変費用はかかりますけれども、この横断的な道路の一つにしてこの加治木、始良、蒲生、この3地区を結ぶ横断的な道路ということも1つの構想に入っておりますが、このことは始良市の有効な土地の1つでございます三拾町の後ろの背後地でございます。

この土地を生かすしか今大きな面積を有するところはございませんので、このことも何とかこの活用ということについても計画が進められればということを考えておりますが、このことはこの地域の活性化ということにも進みますが、今も議員ご指摘いただいた事業についても、そのことで解決ができてくるのではないかとということも考えているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） ただいま市長が言われましたその加治木、始良、蒲生を横断する道路というのは、以前山田口木田間の道路整備が今後計画されるというなことを伺ったように記憶しておりますが、その道路計画のことでしょうか。

道路が先なのか火葬場建設が先なのかそのあたりのこともございますけれども、この道路建設についてはどれくらい具体的な話になっているのかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） この根底には、今合併して2年半たちますけれども、当初合併までの経緯がいろいろと紆余曲折があっただけに、この3地区が一体感ということを大変心配したところでございます。

今のところ企業の誘致等々で、始良市全体としての評価は高まっておろうというふうに思いますが、まだまだこの3地区間において、この始良市としての一体感が醸成されたということにはなっていないのではないかとというふうに思います。

そういう中で、最終的にはこの3地区が始良市としての一体感を感じていただける、そしてそういう活用を地域地域を有機的に結ぶことでそのようなことになってこようと思っておりますので、全体的には、ですから各町で計画しておりました道路計画、それから住宅政策、いろいろなものがこの始良市としての一体感をつくるための施策に振り向けられるということであらうと思っておりますので、そういう意味でご理解いただきたいというふうに思います。

○6番（湯之原一郎君） 次に移ります。農業農村振興ビジョンの策定について質問を続けます。

この答弁書を見まして、ちょっと肩すかしを食ったような答弁だというようなふうを受け取ったんですけども、この私が質問に上げております京丹後市の農業農村振興ビジョンを目にされたことがあられるのでしょうか。そのあたりちょっとお伺いいたします。

○農林水産部長（安藤政司君） 見ております。

○6番（湯之原一郎君） ここに、現在4点ほど農業振興のために計画を立てて進めているという答弁でございますが、地域水田農業ビジョン、それから農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、農業振興地域整備計画、あと人・農地プラン、この4つの計画で現在進められて農業振興に努めているということですけども、この4つの計画を進めることによって、始良市の農業とか農村が抱える課題に十分に対応できるというような考え方でおられるのでしょうか。

○農林水産部長（安藤政司君） この計画で、始良市の農業の振興が図れるかと、これだけで図れるのかということですが、これらをベースにしてやはり農業者の方々といろいろ話をしたりすることで、農業の振興に努めていきたいというふうに考えます。

この計画につきましては、国の個別所得補償であれ、認定農家の育成、それと農用地区域の農地の保全という立場から策定しなくてはならないそれぞれの計画でございます。

これら一つでは、農業の振興というふうにはつながらないかもしれませんが、これらをかみ合わせて農家の方々と協議をし、要望に沿う形で農業の振興を図っていくのが私どもの業務と考えております。

○6番（湯之原一郎君） ちょっと、もう時間が少なくなりましたのでちょっとはしょって質問をしていきますけれども、現在市の農業施策を進める上で少し弊害になっているんじゃないかというような点が私は感じられることがございます。

それはその農業組織とか各種部会の統合がなかなかはかどっていないのではないかと、もうそういうのをどんどん進める時期に来ているのではないかというような考えがしております。

先日、旧町ごとに畜産共進会が開催されました。私蒲生会場に出席したわけですけども、その際ある若手の畜産農家の方に話を伺ったんですけども、1人でかなりの頭数を出品されているんです。

それで、そのことについてお話を伺うと、畜産農家も高齢化が進んでおり、出品希望される農家が少なくて、頭数を確保するために仕方なく多くの牛を出品しているというようなそういう話をされておりました。またその奥さんが、ちょっともっといろんなことで話をできるような若手の畜産農家ももっと周りにいたらいいんだけどもというようなことも言うておられました。

このように、まだ現在も畜産共進会等が旧町ごとに開催が続けられているわけですけども、このあたりももうぼちぼち一緒にしていくようなそういうことも必要ではないかと。

あともう1点ですが、いろんな農業組織に市からの運営補助金が出ているところがあるわけですけども、それがまだいまだに旧町ごとのやり方を踏襲しておりまして、ある旧町では運営補助金がかかり多くてそのほかの町で少ないと、そういうことがあってその統合の話がなかなか進まないということも耳にしております。

この件も含めまして、今後各種農業組織の統合合併について、これ本来ならその農業関係者が自主

的に取り組むべき課題だとは思いますが、やはりある程度それを誘導するようなことも必要ではないかと考えるわけですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○農林水産部長（安藤政司君） 今ご指摘のございました農業生産組織の統合ということにつきましては、合併当初からの課題として農政課のほうで取り組んでおります。その中で、早急にはできないところではありましたけれども、各部会におきましては統合してきているところであります。

その中で、来年には、事例を申し上げますと水稲部会はまだ始良市水稲部会という形に統合されません。

それと、ご指摘の畜産品評会等の合同開催なり部会の統合ということでございますが、それにつきましても畜産系のほうで、やはり出品頭数の減少そういうもの等も勘案しながら、統一的な開催というものについても、組織の統合も含めて協議を進めているところであります。

それと、各生産組織部会への助成金等でございますが、それにつきましても適宜統一統合されていく中で、補助金の適正化については検討を進めてまいりたいというふうに思います。

ただ、集落営農組織とかそういうもの等の連絡協議会の会合、協議会等も旧地区ごとが始良市として一本化してそういう交流会も重ねておりますので、今後統一した始良市としての農業振興という形で組織の統合についても推進してまいりたいと思います。

○6番（湯之原一郎君） 農業農村振興ビジョンの質問については以上で終わります。

最後の林業施策について再質問いたします。この中で、ちょっと植樹、育樹祭の話を出したわけですが、戦後の拡大造林政策でとにかく山に杉、ヒノキの針葉樹がふえ過ぎたと。鳥獣被害が拡大している一因にもなっているのではないかとというようなふう感じております。

私の家も、かつては林家としてこういう政策に加わってきていたわけですが、ある程度針葉樹林を広葉樹林に返す施策も必要ではないかというようなふうなことで、市有林の一部を毎年一定面積、市民も参加して広葉樹へ植えかえたらどうかというので提言をしたわけでございます。

このことはこれで終わります、最後のその薪風呂と薪ストーブの件に移ります。

このことは、現在建設されている家屋を見ますとほとんどがハウスメーカー系の建築物のように見受けられます。現在は、オール電化とかエコキュートなどが語られる世の中に何を血迷ったことを言うかというふうなお考えの節もあるかもしれませんが、知り合いの大工さんとか左官さんの話を聞きますと、本当に市の仕事が少なくて困っているという話題がよく出ます。

この薪風呂へ助成することによりまして、日本式家屋の建築につながります。木材需要の喚起にもなりますし、附随する建具屋さんとか畳屋さんなどの仕事も出てくるのではないかとそう思うのが、今回こういうことで質問いたしました。燃料になる薪は、始良市周辺にたくさんございますので、この点でも新しい仕事が出てくるかもしれないということで今回質問させていただきました。

答弁では研究してまいりますということですが、大体その検討しますとか研究してまいりますというのはいないということと同義語だと思っておりますが、ぜひこのことについては真剣に検討していただきたいと考えますがいかがでしょうか。

○企画部長（甲斐滋彦君） ご指摘の件でございますがご答弁申し上げます。

研究ということですが、現在三拾町に立地しました一企業が薪ストーブについて県の補助を受けて

研究しております。そういうことで、もしこういう薪ストーブが可能であれば市の施設、くすの湯等あるいは一般家庭へも広がるようなことじゃないかということで、その研究成果を待っているところでございます。

○6番（湯之原一郎君） 最後に、実は私のうちもこの薪風呂を使っているわけですが、皆さん五右衛門ぶろを想像されるかもしれませんが最近の薪風呂というのはかなりきれいで、ただ底に熱くならないように板を敷かないといけないとただそれぐらいで、見た目はほとんど普通のふろと変わらないぐらいいい形態をしております、冬場なんか、時間が来ました。終わります。

○議長（玉利道満君） これで湯之原一郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午前11時09分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時19分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

23番、里山和子議員の発言を許します。

○23番（里山和子君） 登壇

皆さんこんにちは。傍聴席の皆さんもお疲れさまでございます。日本共産党の里山和子です。民主、自民、公明の3党談合によりまして、消費税増税法案の成立が強行させられました。

しかし、国民が全く納得していないということは、世論調査結果を見ても明らかでございます。共同通信が行った調査では、反対が56.1%、賛成が42.2%です。NHKの世論調査でも、大いに評価するは6%だけで、あまり評価しない、全く評価しないは合わせて48%にも上っております。政権交代に託した国民の期待を裏切り続けてきた民主党政権への不満と怒りが、この談合でさらに燃え上がっているところです。

民主党政権は、原発再稼働、大井原発を再稼働させましたりTPPへの参加を進めたり、またオスプレイの日本全土での低空飛行訓練の計画に、全国知事会も緊急の反対声明を出すなどしている動きもある中での沖縄への配備計画を進めているところです。

財界中心で、アメリカ言いなりという古い政治を断ち切る本当の改革を進めていくのか、それとも行き詰った古い政治の延命を形だけ変えて図っていくのか、これから行われる予定の総選挙ではこれを根本から問う選挙になると思われまます。

日本共産党は、過半数の国民が原発ゼロを望んでいる中で、また毎週金曜日の官邸前抗議行動ではさきようなら原発10万人集会など、空前の規模で国民的闘いが沸き起こり広がっている中で、その闘いと連帯しながら再稼働反対、原発ゼロの日本への政治的決断を求める論陣を国会で張りましてがんばってきたところです。

また、TPP参加の問題も最近の朝日の世論調査では、6割の人がTPPに参加すれば農業に悪影響があると答えて、経済に悪影響が出ると答えた人が多数にのぼっています。

TPP参加断念に追い込むまで、JAの皆さんや医師会の皆さん、多くの国民の皆さんたちとスクラムを組んでがんばりぬく決意です。鹿児島県は農業中心の県でもあるところで、このTPP問題は大変重要な問題です。

またオスプレイの問題でも、共同通信の世論調査では70%が配備に反対で、9日、日曜日には沖縄で10万人集会の反対集会ですね、東京でも1万人の反対集会が行われ、全国でもこれに呼応されたこうした集会が開かれています。

沖縄からは、日本はアメリカの属国ではないかという声も聞かれたりしております。日米安保条約も見直す時期に来ていると思います。アメリカ言いなりで、財界中心という古い政治を断ち切る本当の改革を進めるために、日本共産党は経済提言や外交ビジョンなど縦横に駆使しまして日本改革のビジョンを大いに語り、新しい社会への改革者、建設者としての姿を際立たせながら、国民の期待にこたえるために来たるべき総選挙での躍進を目指してがんばりたいと思います。

それでは一般質問に入りたいと思います。

まず1番目に、危険廃屋の解体撤去に補助をとということです。市内のあちこちで、住む人のいない危険廃屋がふえてきております。放っておくと、雑草が茂りシロアリなどがふえたりして、地域の景観や住環境に悪影響を及ぼすこととなります。

南九州市や曾於市、霧島市などでは、20万から30万円ぐらいの補助金を出して、曾於市では住宅リフォーム補助とセットで取り組んでおられます。予算も年間1,500万円ぐらいの撤去補助金で、約60件ぐらいの廃屋を解体しておられるようです。雇用の創出にもつながり、環境整備にもなるこの補助金制度を導入する考えはないか伺います。

2番目に、重富駅裏側の周辺整備について、菅原線や宮島線の整備が進み、始良駅周辺の道路や排水整備も進んできたようであります。重富駅裏周辺の道路や環境整備については今後どのような計画になっているのでしょうか。帖佐駅、始良駅周辺と同じように、重富駅裏も急いで整備すべきと考えますがいかがでしょうか。

3番目に、防災対策についてです。重富漁港周辺の岩崎用地から大雨のとき水が溢れ、岩崎の道路や周辺の民家や車が水没し、少なからぬ被害を受けております。ゴルフ練習場を初め、岩崎用地のほうが道路より小高くなっており、水を吸わない土砂が盛られていることにも理由があると周辺の住民が語っております。

坂の急な新しい漁港関連道路も通りまして、雨水は低い土地にどんどん流れ込んでまいります。台風の時満潮になれば、海面は地面よりも高くなりまして、水は海に流れず周辺は池になりまして民家は浸水しまして8.6水害では床上までつかりました。小高い岩崎用地の一部を買い取りまして、貯水池にしたり排水路を広げたり、満潮時のためのポンプアップ施設を設置したりして検討すべきではないか伺います。

また、思川河口の土砂が大量にたまりまして、橋との差が少なくなりまして、大雨になれば川から溢れそうになっておりますけれども、県に要請して土砂の撤去を早く実施すべきと思いますがいかがでしょうか。

最後に、税務相談の際委任状を書かされましたけれども、なぜこういうものを書かすのでしょうか。市当局との納税交渉の際に、相談に乗って議員等が同伴する場合に委任状を書かされましたが、条例や規則にも委任状のことは書かれていないようであります。

本人に頼まれて同伴しているわけですから、本人と一緒に同伴しているわけですから委任状は筋が

通りませんし、立ち会うことも拒否されました。できるだけ本人も支払える範囲で協力するつもりで同伴しておりますのに、同伴を拒否したり委任状を書かせたりするのはやめてもらいたいと思います。今後そのような対応ができるのかどうかを伺います。

以下は一般質問席から質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

里山議員のご質問にお答えいたします。

1 問目の危険廃屋解体撤去に補助をについてのご質問にお答えいたします。

危険廃屋への対応といたしまして、本市では廃屋となっている物件の所有者に対して始良市安全安心まちづくり条例第5条の市民等の責務及び始良市環境美化条例第8条の土地建物等の管理並びに消防法第3条の火災の予防を根拠に文書を送達し、その適正管理をお願いしているところであります。

これによりまして、そのうちいくつかは改善され、または解体作業が行われているようであります。この危険廃屋の解体撤去に助成をすることについては、さまざまなご意見も出ようかと考えております。

私人の財産処分に公的資金を充てることの是非、つまり地域の景観維持や住環境の保全、さらにはご指摘の雇用の創出といった公共の利益と個人が得る利益のバランスを考慮する必要もあろうかと考えます。

また、予算を伴う案件でありますので、危険とされる廃屋が市内にどれほど存在しているのか確認する必要もあり、関係部署の連携を図りながら検討を進めてまいります。

次に、2 問目の重富駅裏側の周辺整備についてのご質問にお答えいたします。

国道10号から重富駅裏までの区間の整備につきましては、始良市都市計画マスタープランにおいても駅前広場や重富駅までのアクセス道路の必要性を記載する予定で協議しており、私も重要な路線であることは十分認識しております。

今後、都市計画道路や幹線道路等の計画については、土地利用の状況を勘案しながら計画的な整備を検討してまいります。

次に、3 問目の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

低い土地の排水等につきましては、緊急性等を考慮しながら整備を進めておりますが、市内全域の排水対策計画の中で優先順位を立てて検討してまいります。

また、思川河口の土砂撤去につきましては、漁港区域でもあり、始良・伊佐地域振興局と協議をしながら検討してまいります。

次に、4 問目の税務相談の際、委任状をなぜ書かせるのかについてのご質問にお答えいたします。

地方公共団体と納税者は、市税の債権者と債務者という関係にあり、両者には地方税法に基づく一定の義務と権利があります。

徴税吏員は、特に個人情報を守る義務が課せられており、地方税法第22条に規定されておりますように、秘密の漏えいに対して厳しく処分される立場にあります。秘密とは、納税者の個人情報であり、よって適正に取り扱う必要があります。

また、第三者が同席する納税協議は、他人が個人情報を知り得ることになりますので、地方公務員法第34条の規定にあります秘密を守る義務に抵触しないためにも、納税者の委任の意思を書面で残す必要があると考えます。

したがいまして、地方税法に基づく納税協議においては、滞納額、課税額、収入や財産、家族構成、生活状況などのさまざまな個人情報を取り扱うことから、本市では納税者本人と第三者同席での納税協議を行う場合には、納税者本人に委任状を提出していただくこととしております。

以上で答弁を終わります。

○23番（里山和子君） 時間がなくなってきたときがいけませんので、後ろのほうからいきたいと思いません。

税務相談の際に委任状をなぜ書かせるのかというテーマなんですけれども、「委任状」というのは広辞苑には何て書いてあるでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

想定しておりませんでしたので、ちょっと調べておりません。

○23番（里山和子君） よく調べておいてください。

広辞苑を引きますと、「ある特定の人にある事項を委任する意思と委任する事項を書き表した証書」というふうになっております。

私が税務相談を受けまして、蒲生の方でしたけれども、ぜひ役所に一緒に行っていただきたいという本人からの要請がありましたので、一緒に立ち会いで税務課の窓口に行ったんですけれども、最初は、職員の方から、もう里山議員はちょっとどこかのいてくださいというんですか、ここに同席しないでくださいというふうに言われたんですよね。今までそんなことなかったもんですから何か妙なこと言うなと思ひまして、ちょっとその職員とやり取りしてたんですけれども、後で係長さんがいらっしゃいまして、委任状を書くようになっていると言われたんですよね。窓口であんまり大きな声でけんかするものなんだなと思ひまして、議会でまた言う機会もあるかと思ひまして、その場はせっかく相談に行ったんだからと思ひまして委任状を書いたんですよね、出されたもんですから。そしたら、堀議員も後でそういう相談を受けて一緒に行かれたそうなんですけど、最初は堀議員は断られたんだそうですけど、2回目ですかね、行かれたときに、里山議員も書かれたので書いてくださいということで、何かそういう形で堀議員も書かされてるんですよね。

それで、ほかの共産党議員が自治体にいっぱいいますので、ほかの人たちにも聞いてみたんですけど、聞いた限りでは、「何それ」って、「本人と一緒にいるのに、何で委任状、そんなことないよ」って言う人がいっぱいいたんですけど、そのことで、堀議員と私が書いた文書は残っていますでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） 担当課長に答弁させます。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 収納管理課の長江です。

委任状は残っております。

○23番（里山和子君） 条例や規則にこの委任状のことがうたってあるでしょうか。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 条例規則には載っておりません。

○23番（里山和子君） それでは、誰が、いつ、いつから考えてこのような委任状を書かせることになったんでしょうかね。誰が、いつ頃からやられたのかということをお答えください。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 新市になって個人情報の取扱いについて協議しまして、新市になったときに委任状を書かすということを内規で決めております。
以上です。

○23番（里山和子君） これまで何件ぐらい提出されているのか、件数とそれから委任された人の職業、職種はどういうものであるんでしょうか。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 24年度の実績ですけど、4月から8月まで約2,000件です。その中で同席されたのが2件です。職業といいますと議員さんになりますかね、その2件については。
以上です。

○23番（里山和子君） どうやら私たち2人だけが書かされたという、当局の目的もそこにあるのではないかと、あまりいろいろ物を言わさないように委任状を取るようにしたのではないかと。そしてまた、委任状を取ると3回のうち1回ぐらいは来なくなるのではないかとか、そういう意図が込められているのではないかと推測するんですけども、県内でこういう委任状を取っている自治体があるんでしょうか。

○総務部収納管理課長（長江一郎君） 各市町ばらばらな取扱いだと思っております。それにつきましては、始良市としましては、先ほど市長の答弁にありましたように、法律の遵守ということでより個人情報重要に扱いたいと思って委任状を取っております。
以上です。

○23番（里山和子君） 納税相談に立ち会うというのは、こんなにほかの例がないのかなということにもびっくりしましたけれども、市長に伺いますけれども、条例規則にもないし、委任された本人と一緒に同席しているわけで、しかもその人からいろいろ内情を聞いて、そして一緒に行ってくださいということと言われて相談に行っているのに、委任状というのはどうもふさわしくないように思うんですけども、今後これをやっぱり続けていかれるお考えでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この後々のトラブルを避けるためにこの委任状をお願いしているわけですけども、この委任状そのものがトラブルになっているという皮肉な結果になっておりますが、先ほど言われましたように、何もその特定の人をこの委任状を書かせて足を運ばせるのを遠のけるというような、そういうことは全然考えておりません。

先ほどありましたように、この市民の方にはいろんな方がいらっしゃるわけですので、そ

の方々が来られたときに、先ほどありましたように個人情報というのが、滞納額とか、収入とか財産とか生活状況などがわかるわけでございますので、後々、議員さんたちは信用できるとは私は思いますが、いろんな方いらっしゃったときに後々トラブルにならないように取ってるわけでございますので、そこあたりはご理解をいただきたいというふうに思います。

○23番（里山和子君） 議長、市長に聞いてるんですけど。

○市長（笹山義弘君） 答弁申し上げましたように、やはり秘密を守る義務が公務員には課せられておりますが、それと同じように相談をお受けになるということについては個人情報を知り得る立場になられますので、後々にそのことを違う目的等々にもしということになりますと、その責任を等しく行政も問われることになりますので、そういうことを避けるためにも必要であろうというふうに考えます。

○23番（里山和子君） それでは、そこまで必要であるというふうに考えておられるのであれば、どうして条例とか規則にうたわれないのでしょうか。

○市長（笹山義弘君） この事案が多数予見される場合については、まずこの行政を進める中で、業務を進める中でいろいろとそういうことも検討しなければならないということであろうと思いますが、今のところ多く見受けられる状況にはないですので、今後のことについてちょっと、そのようなことについては検討させていただきたいというふうに思います。

○23番（里山和子君） こういう法的にも条例規則にもないものを、しかも本人と同伴していろいろ内情も聞いて伺っているのに、私たちも税金を、私ももう税金は全部払ってますし、相談者の方にもできるだけ許す範囲で税金を納めていただくという立場で臨んでいると思うんですけども、それをどうも何か文句を言わせないようにとかそういう意味もあるのではないかと推測するんですけども、そういうことのために法令にもないものを委任状を書かせるというのは本当やめていただきたいというふうに思うんですけども、市長、もう一回お答え願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） 答弁させていただいてるとおりの趣旨で行っております。そのことがご理解いただけない、どうしてもということであれば、条例化する必要があるかどうか検討したいというふうに思います。

○23番（里山和子君） 条例化までするというようなことで、非常に強硬な姿勢ですね。私は県内にもこういう自治体、市長はいらっしゃらないと思うんですけども。まあ本当にひどいまちに住んだもんだと思いますよ。今後、いろいろ他市町村の動向も検討されて、こういう恥ずかしいことはやらないようにしていただきたい。まして、条例化などはやめていただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

防災対策で、私のうちのこれ近所になるんですけども、重富漁港、岩崎施設の近くに岩崎用地がありますよね。ゴルフ練習場とか、それから子どもたちが野球の練習をしたり、岩崎用地も管理され

ている所もあるんですけど、私が住んでおります自宅の下のほうは雑草が夏になると伸び放題になったりするんですよ。今、始良市、広い市ともいえども、あんなに広い土地が雑草が伸び放題になっている所はあんまりないのではないかというふうに、市からも注意をさせていただいてきちんと整備するようにということを申し上げておきたいと思うんですけども。

そこで、7月の大雨で、ちょっと私新聞の集金に行きまして、帰りにこれぐらいの雨であそこが浸かるとは思わなかったものですから、岩崎用地の岩崎道路なんですけど、あそこはまだ市道にはまだなっていないと思うんですけど、その道路を通ったんですよ。坂を下りて、そしたら自分の車も水に浸かって、あれ、これ厄介な所に入ってしまったなあと思って、エンジンがとまるんじゃないかと思って心配したんですけども、幸い私のうちの下のほうは浸かってなくて無事その日は過ぎたんですけども、聞いてみますと、その水に溢れていた所では車が浸かって、だめになって修理に出したという、スーパーで近所の奥さんにやかましく言われました。「里山さん何とかしてください」っていうふうに言われて、建設部長にも現場に来ていただきまして、その奥さんたち3人も出てきていただきまして、いろいろ実情は話していただいて、周辺も見えていただいたところでございます。

あそこは前にも質問したんですけども8.6水害とかルース台風では私のうちなんかも大人の腰上まで浸かったそうですけれども、それから堤防がつくられて大分よくなったんですけども、それでも台風時になると海拔0mといいますか、潮位のほうが高くなりまして、上からどンドン水が来るんですけど、はけなくなって、水門閉めないといけなくて、もう来た水はどンドン溜まって、床上浸水をして、海岸周辺の民家は浸かってしまったんですよ。

そういうことがまたこれから豪雨とか台風もどンドンやってきますので、大変危険な、始良市でも一番危険な所になるんじゃないかと思うんですけども、松原のほうとか林田団地等では遊水地とか貯水池等がつくられていると思うんですけども、その面積と用地費と工事費はどれくらいかかっているのでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 松原地区にポンプアップの施設が重富海水浴場のほうにございますが、金額は確認しておりませんが、この排水計画の強制排除の概算でよりますと、規模にもよりますが億単位の金額がかかるようでございます。

○23番（里山和子君） 松原のほうは用地を買われて遊水地になっているっていう、5反歩ぐらいじゃなかというふうに言われたりしているんですけども、これと林田団地両方含めてそういうことでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） ただいま申し上げましたのは、松原地区について、今質問の件については数字的に確認はしておりませんが、強制排除のポンプアップの施設についてはということでお答えいたしました。

○23番（里山和子君） 林田団地のほうのポンプアップということですね。松原のほうについてはわかっていませんでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

数字的には確認しておりませんので、もし必要であれば後日調べて報告させていただきたいと思えます。

○23番（里山和子君） どちらも明らかにして報告していただきたいと思いますが、ポンプアップの私の住んでるあの地域の排水対策のためのポンプアップ施設の可能性はどう見ておられるでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） ポンプアップを設置する補助事業等がございますが、国庫補助事業が、これにつきましては浸水指数という指数がございます。この指数は浸水戸数掛ける浸水回数、それと浸水時間、これを掛け合わせた場合5,000以上というようなこともございまして、今里山議員が言われている地区に関しまして、例えば概算でございますが、浸水回数を3回、浸水時間を6時間、浸水している戸数を50戸といたしても、浸水指数が900となるようでございます。浸水戸数が少ないという状況で、対象事業にはならない状況でございます。

○23番（里山和子君） 先ほど松原と林田団地の遊水地とポンプアップ施設を聞いたのは、この水に浸かっていた道路の所の岩崎用地が盛り上がっているんですけども、高くなってるんですが、その、何でうちの下の岩崎用地は水が溢れなくてそっちだけが溢れたかと言うと、その盛り立てたその土砂が、あそこの運動公園の工事を、山の工事をするときの土砂を岩崎用地に持ってきて敷き詰めたために、その土砂が水を吸わない土砂になっていて、だからこっちのこの道路のほうに、民家のほうにどんどん水が溜まってしまふんだというようなことを、近くの主婦の方がおっしゃってたんですけど、そのあたりは確認されていらっしゃるでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

岩崎敷地内の盛り土でございますが、当然道路も昔枕木を搬送した箇所には道路が設置してございます。それに沿って敷地内の排水路がございますが、それは要するに今住民の方々と道路の間に側溝があるわけです。それにつきましても岩崎関係が所有されている、管理されている土地ということで、その盛り土につきましても同等に岩崎の管理下にあるということで、その土の持ってきたことの確認についてはしておりませんが、当然形状の変更ということで、私、過去、低い道路、下がどうであったか確認はわかりませんが、ある種の形状変更であれば開発等の申請等を通して盛り土をされたものと考えます。

○23番（里山和子君） そのように近所の奥さんはおっしゃっているんですけども、そのあたりもちょっと確かめていただきたいと思いますが、でも岩崎用地ですから、それを捨てなさいとかいうことも私有地ですから言えないわけですよ。ですから、結局はその土地を買って遊水地なりをつくらせて、そこに水が溜まった分はそこに、こっちに溢れてこないように遊水地をつくらせたいとかいいたくないかなという、それでも岩崎用地を買うとなると、下水道の終末処理場を松原のほうの養魚場を買うという話があったときに、雑種地を坪9万という高い値段を言ってきて、さすがに始良町の議員の皆さんももうそんな高値では買えないということで、下水道の終末処理場がご破算になったという経過があるんですけども、高いことを多分言われると思うんですけども、溢れないためには岩崎用地でも買って、そういう遊水地でもつくらないといけなかなと思ったりもするわけですが、そのあ

たりいかがでしょう。

○建設部長（蔵町芳郎君） その事業の実施につきましては、先ほど市長が答弁いたしました。加治木、始良地区内では同等の冠水する区域の排水調査を行っております。

それによりますと、里山議員が言われる地区のみならず、件数的に申し上げますと、始良地区で26カ所、水路・都市下水として指定されているものが26路線ございます。加治木でも14カ所、それを推定概算事業費で申し上げますと、200億を超える費用になるようでございます。この蒲生地区についてはしておりませんが、蒲生につきましては、河川の改修等で後田とか町下あたりが大分改善されているようでございます。

そのようなことから、緊急度を要す、ランクづけしておりますが、ランクづけA地区について18カ所ほど加治木、始良でございます。その箇所につきましても、今里山議員の今言われている所もAランクに入っております。この事業実施するにあたりましては、優先的にしなくてはならない箇所ということで位置づけしてございます。

以上でございます。

○23番（里山和子君） 危険箇所が26カ所あって、Aが18カ所もあるということで、200億円ぐらいの予算も伴うということで、こういう所がいっぱいあるということなんですけれども、何せ海拔0mの所に住んでいる人たちが、脇元の住民は私を含めていっぱいいるわけですから、まず一番危険ではないかと思うんですけれども、そういうところから排水路の拡幅等も含めて遊水地、それからポンプアップ施設を急いでいただきたいと思うんですが、優先順位的にはどうなってきますでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） 先ほども申し上げましたが、Aランクに位置する地域でございますので、时期的、費用的なものもでございます。今後の実施計画に上げられるものであれば、そのように実計の中で計画できればと考えております。

○23番（里山和子君） 市長にお伺いしますが、Aランクの一番危険な箇所にあたっては、早急に実施計画に載せていただくことはできないものでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 海拔の低い地域というのは、下場地域っていいですか、海岸に接した所、始良市全域にあるわけでございます。それらありますので、その整備計画の中でお示しをしていきたいというふうに思います。

○23番（里山和子君） できるだけ急いで実施計画に載せていただきたいと思います。

それでは、重富駅裏の周辺整備についてお伺いしたいと思います。

帖佐駅前のほうでは、駅前からの商店街の道路拡幅はなってますが、今横に菅原線の整備が進んでますよね。それと、始良駅では、今排水路とかあの辺の周辺の工事が11月末までですか、大規模に行われておまして、始良駅周辺整備も進んできているようです。

旧始良町では、帖佐、始良、重富駅という3つですので、重富駅のほうも進めていただきたいというふうに思ってますけれども、なかなかこの計画はあるんですけれども実施がはかっているため

に、その関連の道路が大変狭くなっているんですよね。アパート等が、宅建業者等が補償を見込んでアパート等が立ち並んできまして、それから岩崎のガソリンスタンド等があったりして、何か本当の小道みたいになってきて、広げないといけない道路が大変狭くなっている状況で残念に思っているんですけれども。それから、以前駅裏の奥のほうでは民家がありまして、清掃車も入れないような状況で、前から道路拡幅の要望があった所です。

それと、周辺には白銀坂、歴史街道白銀坂が1万人の登山者があるということですが、そういう観光地もありますし、布引の滝の観光地も近くにあるわけでございます。それで、狭い市道を踏切から踏切をわたって、中通りの狭い市道を通って表の重富駅に向かう車が、朝夕の通勤時には大変混雑している状況でございます。

私は、裏駅のほうには吹上庵のあの向かい側のあたりには、道の駅等もつくってもいいのではないかと考えたりしてるんですけれども、ちょうど蒲生への入口になりますし、蒲生の大クスを見に行かれる観光客もたくさんあるわけですので、あいびゅー一号などがとまるような、裏駅を整備したらそういう観光地もたくさんある、そういう所の駅になって、たいへん乗降客もたくさん県内、県外からふえてくるのではないかとこのように考えてるんですけれども、それと、脇元地域の活性化が大変、あそこにはもうスーパーもニシムタまでで、こっちのほうにはもうあそこで終わりですよね。

それと、重富の中心部が、昔は私の住んでいるあたりが重富の中心部だったんですけれども、もう今ではイケダパンとかクッキーとかタイヨーとか警察学校とか、上のほうに、昔は田んぼや畑だった所に主要な施設などができまして、中心が、インターチェンジも触田にできたりして、中心が大分北部に移ってきているものですから、脇元が大変おくれてきているという、大変、高齢化も進んでおりますし、何とか活性化策を見つけていかなくてはいけないと思ってるんですけれども、それにはやっぱりこの重富駅裏周辺整備というのは大事な問題ではないかというふうに考えてるんですけれども、都市計画、市長も十分認識はしておられて、「今後も都市計画道路や幹線道路の計画については、土地利用の状況を勘案しながら計画的な整備を検討していく」というふうには書かれてはいるんですけれども、始良駅までもう進んできてるわけですから、マスタープランが今年度中に終わるわけですので、来年度あたりからの実施計画には載せていただけないかと思ったりするんですけど、そのあたり、市長、いかがでしょうか。

○議長（玉利道満君） それじゃあ、12時ちょっと過ぎましたので、これでしばらく休憩をいたします。午後からは13時10分からいたします。

（午後0時03分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時09分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。先ほどの里山和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

○市長（笹山義弘君） ただいまは都市計画マスタープラン等の計画を策定中でございます。したがって、現在のところ実施計画に載せるという考えはございません。

○23番（里山和子君） 今年度でマスタープランが計画が終わるわけですね。それで、市長も十分重要な路線であることは認識しておられて、今後計画的な整備を検討してまいりますということで、前向きに検討していくということでございますので、マスタープランの計画が終われば実施計画の段階になると思うんですけれども、来年やりなさいという、やっていただければいいんですけど、強制的にやってくださいということでもないんですけど、来年度から実施計画、あれ3年計画ですかね、つくられるわけですので、その中に盛り込むことはできませんかということで質問しているんですけれども、それでもやる計画はできないということでしょうか。

○建設部長（蔵町芳郎君） お答えいたします。

その実施計画への登載に関しましては、今回が3次でございますので、25、26、27ということになります。このマスタープランの計画では、その重要な路線についての文書でのその位置づけという形を取っております。

それと、この議会でも何回か言っておりますが、マスタープランがございまして、旧町時代の都市計画区域を3区域あるところの確定、もう一回見直すと、それから今度は用途がはってある地区の検討という形がございます。その中での道路の位置づけもございますので、今回の3次の実施計画期間では登載は難しいかなと、今後の実計には当然4次、5次とございますが、3カ年ずつ、それには今後の実計では登載する時期が来るものと考えております。

○23番（里山和子君） 合併になってまだ今2年半ぐらいですね。その間に帖佐駅前では菅原線が通って、駅前が、全部とは言いませんけど、街路が通って便利になるわけですね。それで、また今始良駅前は大変大規模な工事をされていて、周辺整備が整ってきて、2年半のうちにもう帖佐駅前、始良駅前と済んでくるわけでしょう。そうしますと、都市計画マスタープランには当然これ盛り込むというふうに市長も言っておられるわけですので、それから25、26、27年の3年間、今からすると、3年間ですね、24年度ですか、4年間のうちにこれはできませんかと言っているわけですから、これは何かできないというのは非常にちょっとおかしな話で、重富は合併で非常に周辺の脇に追いやられたのでなかなか手がつかないのではないかと、合併すると中心部は栄えていくけれども、蒲生とか加治木とか始良の周辺が一番その周りのへのところは遅れていくのではないかというふうに言われておられて、私も合併反対した理由の一つだったんですけども、今その答弁聞いてますとそういうことになりかねない。「重富のほうは本当何も予算がつかんよね」って、うちの周辺の人たちは言ってるんですね。ですから、特に脇元周辺は。それでも森山のあそこの街路の拡幅も一向になりませんし、豎野のほうもなかなかですね。ですから、なかなか加治木のほうは結構予算つくんですけども、重富、特に旧始良町でも重富のほうはなかなか予算がつかないというふうに住民が感じているんですね。ですから、私が言ってるから市長はつけないという、そういうことはないと思うんですけど、全体的にやっぱり地域の活性化、特に駅では旧始良地区では帖佐、始良、重富駅しかないわけで、その2つには手がついてきたわけだから来年やりなさいと言っているのではなくて、27年度までの実施計画に盛り込めないかと言っているわけですから、何も無理な注文ではないと思うんですけど、市長、いかがですか。

○市長（笹山義弘君） まちづくりに対する市民の皆様のご感じ方だと思うんですけども、やはり隣の

庭はきれいに見えるというか、そういう感覚があられることは事実でございます。

しかし、行政としては、均衡ある発展ということを目指しておるところでございます、この中で始良市としてのどのような整備をしていくかということはしっかり見つめながら各種計画を今立てておるところであります。

したがまして、毎回申し上げておるところでございますけれども、私どもの始良市は3町での合併でございます、それまでは町であったわけですが、これが市となりましたからには市としてのやはりグレードということもあるわけでありまして。そういうことから、その全体は従来から申し上げてますように、中山間地域には傾斜配分的に予算をつける必要もあるということ、そのようなことを総合的に勘案しながら事業は進めているところでございます。

○23番（里山和子君） 何か重富駅裏の周辺整備をやらない理由がなかなか今の答弁ではなかったと思うんですけれども、そういうことで、重富地域の方がおろそかになってちょっと立ちおけておりますので、全体的にも、この25、26、27年の実施計画の中には、マスタープランができましたら盛り込んでいただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

それでは、廃屋問題に入りますけれども、始良地区、加治木地区、蒲生地区の廃屋の軒数をつかんでおられましたらお答えください。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

廃屋につきましては、今企画のほうで行っております緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を用いての、導入しての空き地、空き家の調査をいたしておりますので、この結果を今待っているところでございます。

○23番（里山和子君） ここに、いろんな条例によって撤去した家屋があるというふうには書かれておりますけれども、条例によって解体された家屋は何軒ぐらいあったのでしょうか。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

22年度からの資料を持っておりますが、22年に2軒の申請がございまして、申請っておりますか、受理をしております、1軒ほど解体されております。23年度におきましては6軒の要望、要望と申しますか意見を受理しております、その中で瓦の修理及び部分的な瓦の撤去を含めて4軒ほど解決をしております。24年度につきましては1軒瓦の修理ということで受理をしております、解決をしているところでございます。

以上でございます。

○23番（里山和子君） このような廃屋状態になっている家屋でも土地があり、家があるわけですが、固定資産税がかかっていると思うんですけれども、この納入状況は始良地区、加治木地区、蒲生地区どうなっているのでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） 固定資産の状況につきましては、今の段階で予想としましては約3,000ぐらいの空き、3,000以上の空き家があるのではないだろうかという想像のもとでございますが、それ

それほとんどの方が納入していただいているというふうには感じておりますが、正確な数字は把握してないところでございます。

○23番（里山和子君） これはそこに人は住んでいないわけですが、その固定資産税はどういう方々が納めておられるのでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） その家屋の所有者の方が、ほとんどの所有者の方は納めていらっしゃると思います。

○23番（里山和子君） 所有者といいましても、亡くなったりして住んでいない、死亡して住んでいない家屋もあると思いますけれども、そういう場合は家族の方々に行ってるんだとは思いますが、どのような形で納入されているのでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） 今議員仰せの亡くなっておられる方も当然いらっしゃいますけれども、それは相続人の方がいらっしゃいますので、その方に連絡をしながら納めていただいているところでございます。

○23番（里山和子君） 納入されていない固定資産税は、その空き家のうちの大体何%ぐらいになるかわからないのでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） 先ほど申しましたように、その空き家自体の戸数もまだ的確な数字はつかんでいませんし、そこまで調査はしていないところでございます。

○23番（里山和子君） 今後また実態をつかんでいただきたいと思いますが、壊す前と壊してからでは固定資産税はどう変わってくるのでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） 私の知ってる範囲でお答えいたしますが、今特例措置がございまして、200㎡まではたしか6分の1の軽減があったと思います。それを超えますと3分の1の軽減があったというふうに記憶をしております。

○23番（里山和子君） 平米数によって軽減があるということなわけですが、この廃屋がうちの前も2軒あるんですけども、結構草がぼうぼう生えたりしまして、いろいろ虫が湧いたり、シロアリが出たり、シロアリもうちのへんにも影響があったりするんですけども、農村部にいきますと高齢化が進んでおられて亡くなる方も多いと思うんですけども、そういう廃屋が結構たくさんあるのではないかというふうに思うんですけども、そういうことで、自治会などのほうから非常にその壊れ方がひどくて自治会にいろいろ周辺に迷惑をかけているというような、そういう報告などは出されていないのでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） 危機管理監が先ほど答弁いたしましたように、そういう苦情があった中で、

先ほど申しましたような軒数の処理をしているところでございます。

○23番（里山和子君） 市長にお伺いしますが、個人財産なので云々というような考え方も市長のほうにはあるのかなと思ったりいたしますけれども、曾於市のほうでは、住宅リフォームとこの廃屋処理の補助をセットで取り組んでおられて、非常にこの業者の仕事もふえたりして、また環境もよくなって喜ばれているということですけど、住宅リフォームと一緒にこの両方を検討していかれるお考えはないか、もう一回お答えお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） ただいま総務部長が答弁しましたように、市内全体を空き地、廃屋含めて空き家調査をかけているところであります。そのデータが出ましたら、それに即してどのように今後していくかということは検討していきたいというふうに思います。

○23番（里山和子君） じゃあ、以上で終わりたいと思います。

○議長（玉利道満君） これで、里山和子議員の一般質問を終わります。
次に、7番、法元隆男議員の発言を許します。

○7番（法元隆男君） 登壇

一番眠くなる時間帯に入りました。しばらくお付き合いください。

それでは、通告いたしました3項目について質問いたします。

まず項目1、市と加音オーケストラとのスタンスについて。

加音オーケストラは平成8年、加音ホール完成を機に加音ホールに付属するオーケストラとして創立され16年目を迎えています。平成12年第1回定期演奏会を皮切りに24回の定期演奏会を開催、また行政や地域の開催行事への協賛、学校、病院、福祉施設などを訪問してのボランティア演奏、講演会との共催によるサロンコンサート、そしてまた特に平成20年12月には始良市主催の合併行事「始良市誕生祝祭第九を歌う会」の企画運営を担当いたしました。そして、平成20年にはいろいろなそういった実績が認められて、鹿児島県の「鹿児島県芸術文化奨励賞」も受賞しております。

このようにして、市が抱えるオーケストラとして地域文化の振興に多大な貢献と役割を果たしている加音オーケストラについて、次のことについて聞きたいと思います。

要旨1、市との関係をどのように考えておられますか。

要旨2、今後加音オーケストラをどのように育成していかれるおつもりですか。

項目2について質問いたします。

本道原の水道整備について。

本道原の水道整備については、旧町からの大きな懸案であります。前回の第2回定例会でも2人の議員が取り上げられました。現状説明は述べられましたが、今後についての課題とビジョンについて、下記のとおりお答えください。

要旨1、霧島市との協議はどのように進展しておりますか。

要旨2、インフラを整備することによって企業誘致が大きく期待できると思いますが、いかがでしょうか。

次に、項目3について申し上げます。

工事請負における地元業者優先について。

以前、建設業関係団体の連名による市への要望書が出されたと聞いております。

市の発展、活性化には地元業者優先は当然であると考えております。

そこで、以下についてお答えください。

要旨1、地元優先への取組みはどの程度前向きか、真剣かの度合いによって成果が決まってまいります。基本的な考えをお知らせください。

要旨2、近い将来における合併推進債等を利用する小学校、消防庁舎、火葬場や給食センターについて、地元優先をどのように取り組むか、具体的な考えをお知らせください。

要旨3、入札における実施要領は担当課が作成していると理解しておりますが、市長の考えが地元優先であるということの前提で、その市長の考え、方針が担当課に十分周知されているか、またその市長はその要綱を精査確認しておられますか。

要旨4、企業誘致が順調に進んでおります。その企業の中で、その事務所とか工場、倉庫等について、その建築について、民間企業のため義務づけはできませんけれども、少しでも地元業者を使ってもらおう方策は考えられないでしょうか。

以上で、当初の質問といたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

法元議員のご質問にお答えいたします。

1問目の市と加音オーケストラとのスタンスについての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

加音オーケストラは、加音ホールの開館を機に加音ホールに直属するオーケストラとして地域に根ざした音楽活動を行い、地域文化に寄与するという趣旨のもとに設立され、ことしで16年を迎える市民による管弦楽団であると認識しております。

現在、市から活動への補助をしており、主に演奏会や楽器購入費に役立てていただいております。

今後も地域の文化力向上に努められ、市民から親しまれるオーケストラとして、市内外を問わず活動していただきたいと考えております。

2問目の本道原の水道整備についての1点目のご質問にお答えいたします。

第2回定例会で申し上げましたとおり、現在、霧島市では平成28年度完成を目指し、高屋山稜から鹿児島空港までの主要幹線配水管事業が行われております。

霧島市との協議につきましては、旧加治木町と旧溝辺町の協議を引き継ぎ、事業所の従業員及び居住者に対する給水に必要な1日30t程度の給水をお願いしているところであります。

霧島市では、事業完成後、配水管の水圧等を示す管網図を作成する予定とのことであり、本市への給水につきましては、その管網図を作成した後に協議し、前向きに検討したいとの回答でありましたので、本道原地区への給水につきましては、今後も霧島市と継続的に協議を重ねてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

本道原地区は、鹿児島空港などにも近く、地理的な環境は極めて良好な場所ではありますが、この地区には有効な市有地等がありませんので、民間の開発を期待しているところであります。

しかしながら、この地区は馬の背的な地形となっており、両側は深い谷となって落ち込んでいるた

め、大きな工業団地の造成は難しいと考えます。

次に、3問目の工事請負における地元業者優先についての1点目のご質問にお答えいたします。

本市の発展には、インフラ整備はもとより災害時の対応など地元建設業の役割は大変大きいものがあると認識しており、地元企業育成のため、始良市が発注する建設工事及び業務委託並びに物品の購入等においては、市としても地元業者優先を基本としております。

現在、本市における発注方法としては、指名競争入札を中心に実施しておりますが、特に建設工事においては、市内だけの業者で建設工事の種類別及び標準金額別の入札参加資格を定めており、その資格のある業者を指名し、工事を発注しております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えします。

仮称松原小学校建設につきましては、地元業者に分割発注できることを前提に、現在設計中ではありますが、工区ごとの事業費がまだ確定しておらず、それらが判明した段階で発注方法について具体的に検討していくことになると思います。

また消防庁舎、火葬場、給食室別棟につきましては、まだ実施設計が未発注であり工事内容等が判明しませんが、可能な限り市内業者を優先的に考慮することになると考えます。

本市にとって、最大級の工事になりますので、地元業者ができるだけ多く参加できるよう、今後工区割り、共同企業体の導入、入札における実施要領等も含めて検討し、担当部署に指示してまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

始良市発足以来、6社の企業と立地協定を締結し、地域における雇用創出や活性化はもとより、地域経済の浮揚発展に大きく寄与されるものと期待しております。

進出企業へは造成工事、建築工事を含め、市内企業の受注機会の拡大・確保をお願いしております。

現在、工事の着手に向けて準備しておられますヤマエ久野株式会社においては、造成工事の測量設計業務、地質調査など、市内の業者へ発注され、作業を進められました。

また、同社の建物本体工事の現場説明会の際は、同社から市内の業者の活用を各社へ依頼をされております。

このように、進出企業の協力もありますが、この後は発注者側と受注者側との関係になり、価格的な問題などもありますので、企業努力も必要と考えております。

今後も、進出を決定された企業の方には、何らかの形で地元発注・地元調達率を高めていただくようお願いをしております。

以上で答弁を終わります。

○7番（法元隆男君） ただいまご答弁いただきました。

実は、この質問をしたということは、市になりまして、加治木町で大体十四、五年、加音オーケストラを育成してまいりまして、市になりましたので、その前、加治木町とオーケストラのスタンスでずっときて、それで市になりましたけれども、同じようなそういうスタンスでずっと継続していかれるということを再確認する意味でここで質問申し上げました。

加音オーケストラは、最初加音ホールが設立したときにいろんな意見が出されまして、当初は吹奏楽程度の話だったんですが、やはり本格的なオーケストラをもうつくっていかうじゃないかということから、平成8年加音ホール開館と同時にそういった結成されまして、今まできたわけです。最初の

4年間は仕込みと申しますか、もう楽器を触ったことのないような人まで入っていらっしやって、それもずっと育成してきて、そしてある程度格好がついたのが4年ぐらい後で、平成12年ですか、西暦2000年に第1回定期演奏会を開催し、それから年に2回ずつ、この前の、ことし5月27日をもって24回ずつと続けてきております。

そういったことで、加音オーケストラは開館のときに、当時加治木町の付託を受けてそういったようなオーケストラを結成したと。そして我々は加治木町にいましたので、二万二、三千の人口の都市がオーケストラを持てるということで非常に自負しておりました。そして今は7万5,000の市であります。ということは、それにふさわしい、また市に、オーケストラになっていただきたいというそういうエールも送っておりますが、そういったことで、今後市としても今までのスタンスをずっとまた継続していただけるようにということで確認しておりますが、市長にもう一度、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○総務部長（屋所克郎君） お答えいたします。

この質問が出ましてから私もこの加音オーケストラの規約というのをもう一回見てみますと、平成8年に今議員が仰せのとおり、当時、行政とオーケストラの間でこの規約を定められたと思いますが、その中には最初のほうで文化会館に所属するオーケストラとして設立されたというふうになっておりますので、私はこれはもう一体のものであるというふうに解釈しております。今、指定管理のもとで、始良市文化振興公社との間で指定管理の契約になっているわけですが、これにつきましては、今申しましたとおりの所属するというところでございますので、この指定管理者のほうとももう一回前向きに検討していきたいというふうに思います。

○7番（法元隆男君） 先ほど市長が答弁されて、そしてまた所管の総務部の部長がまた同じ意味で答えをいただきました。ありがとうございました。

加音オーケストラは、先ほど申し上げましたように、県からも鹿児島県芸術文化奨励賞を受賞しております。これも当時加治木町のときには、やはり非常に名誉なことだなと考えておりました。そして何よりも一昨年、一昨年になりますよね、祝祭、合併祝祭第九を歌う会ということで、大々的に加音ホールでそういったのを開催したと、非常に意義あるイベントだったと思います。そのときに我々議会からも12名という議員の方がステージに立っていただきました。行政のほうでは市長をはじめとして何人か出ていただきましたんですけれども、やはり行政に付属するオーケストラということでありますので、まだ行政の方たちが第九を歌う会でステージにもうちょっとたくさん立ってほしかったなというようなことと、オーケストラには後援会という組織がございます。その後援会にやはり市の職員ももうちょっと入っていただきたいと思うんですが、その辺の啓発を、市長、お一言いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 特に始良市になりまして、町時代には2万3,000に比して施設が大きいのではないとかいろいろな声があったわけですが、市になったことで、公共的施設で運動公園とか、おおくすアリーナあたりするわけですが、これらの施設を有する始良市となったときに、市にふさわしい施設になったということで大変うれしく思っているところですが、そういう中で、市民がこのいろいろな文化事業、そしてこのようなスポーツを通してこの同じ市民としての恩恵に浴する、

またそのことで、その活動をすることによって喜びを感じていただき、一体感ができていくということは大変ありがたいことであろうというふうに思います。そういう意味で文化的な市民としての醸成を図るという観点からも、今後ともそのような姿勢で臨んでまいりたいというふうに思います。

○7番（法元隆男君） 一番目の項目については、そういったような認識を私のほうもさせていただきました。実は、館の管理が今指定管理者になって、指定管理者とのまたいろんな関係ができて、いろいろと少し騒がしい面が出てきたということで、ちょっときょうは再確認するというこゝでこの質問をさせていただきました。そういうことで、項目1についてははっきりと認識いたしました。

続いて、2項目めについて質問をさせていただきたいと思いますが、2項目めのこの前、前回の定例会のときに2人の議員の方が質問をいたしました。いろいろなことで私もそのときはよくわかったんですが、その後まだ霧島市との話も継続中であるということで、たしか6月28日にもう一回そういう会もまたするんだというような話でしたので、そういうことで、その後のことについてもちょっとお伺いしたかったために、またそのほかのことも含めて質問させていただこうと思いましたので、これを取り上げました。

管網図というふうなことが書いてございます。それは今霧島市であの近辺のところを、全体を今そういうのをつくっているんでしょうか。

○水道事業部長（富永博彰君） お答えします。

管網図につきましては、まだ霧島市のほうでは作成をしておりません。ただ、案で旧溝辺町、空港近くの配管を今後口径を300にする、今150か200だったと思うんですけど、それを300に口径を大きくするというこゝで、旧溝辺町さんのあの付近の、空港付近の管網図が非常にわからないところがあるということで、全体的と申しましても溝辺地区の管網図を作成するというこゝで、今その前に口径の300を入れるという事業が28年度に行われるということを知っております。

以上です。

○7番（法元隆男君） この本道原については、もう加治木町のころから懸案でございました。ここにきてまたいろいろとそういったこゝで話が進んでおるようでございます。

基本的に、霧島市はこういったこゝで始良市と近い将来そういったこゝは継続的に協議を重ねるといふふうに答えていただいておりますけど、明るい見通しはあるんでしょうか。

○水道事業部長（富永博彰君） お答えします。

前回の定例会のときにもご説明いたしましたけど、協議については平成16年から23年度まで大体5回ほど協議をいたしているようでございます。それと、ことしになりまして2回協議をいたしました。それにつきましては、先ほど市長のほうからも答弁ございましたように、のとおりでございますけれども、霧島市さんからの意見といたしましては、先ほど市長のほうにも答弁の中にもありましたけれども、予定といたしましては平成28年度に供給できる範囲内での協議でございまして、現在、今本道原に移住されている方が4世帯の5人、それと事業所が8事業所でございます。これの従業員の方が124名、合計しますと129名ほど普通の日には滞在されているわけでございますけれども、そこに供給する水道の水の供給量が約、大体、平均15tぐらいだと思います。霧島市さんのほうへはその倍じゃないで

すけども、30 t 近くが必要だということで、平均よりも最大の供給量ということで了解を得ております。ただ、霧島市さんの供給につきましては、区域外の供給になりますので、当然霧島市さんの議会のやっぱり同意がいるということになってきますので、今後2問目にもありますけども、インフラ整備等も含めた中での話し合いも必要かな、当然インフラ整備等になると供給量がまた変わってきますので、今の現在は霧島市にお願いしているのは、今のこの129名に供給する、水道の水の供給するこの30 t をお願いしているところでございます。

○7番（法元隆男君） 今、回答で1日30 t という程度の給水をお願いしているということで、今、現状はそういうことでお願いをしているということですが、この30 t というのは今の供給量の2倍ぐらいということをお話されましたですね。これは大体合計でどのくらいの管を引けば大体こんな感じなんでしょうか。

○水道事業部長（富永博彰君） 30 t クラスであれば口径50mmでいいと思うんですけども、実際、前回からご質問等も出てました、インフラ整備いろんなのがありますけども、前回も消防の消火栓の件が出ました。消火栓につきましては150mmが必要でございますので、今後ここを開発、いろんなが出てくる恐れもありますので、あとからやり直すということもできませんので、水道事業部としては計画をするのであれば150mmを布設したいと考えております。

以上です。

○7番（法元隆男君） 先ほど回答の中で、この地区は馬の背のようなどころにあるというようなことで、そんな大きな工業団地の造成は難しいのではないかなというようなお答えでした。これについて、2番目の要旨2に入っていくわけですけれども、これについては、もしここで可能だとすれば、どのくらいの面積が、もちろん市の用地でありませんが、民有地ですが、その辺のところは少しは検討してみたいでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

本道原地区につきましては、霧島市との市境と申しますか、そちらのほうに行きますとある程度の崖と申しますか、道路からの距離がございますけれども、今回寺田製作所が今建設されておりますけれども、あの付近になりますと、もうすぐ道路から50m、100mのところでもう谷になっておまして、その谷がまた結構60m、70mという高さがございますので、有効面積と申しますか、建物を建てるとかいうことになりますと非常に面積的には取れないんじゃないかと。一応また道路に面したところにつきましては、現在企業の方が張りついておりますので、その建物からまたその崖地のほうへといきますと、面積としては、有効面積としては取れないんじゃないかと考えております。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） 少しその辺のニュアンスが、私は何回も行って見ておりますけれども、今、寺田製作所が今工場をつくっておりますね。あの辺、今から30年弱、二十五、六年ぐらい前に私はよそから帰ってきたんですけども、そのとき空港に行くとき、いつもあそこの、今寺田製作所が建っております、あの辺のところがきれいな造成地になっているんですね。ここはいいとこだなと思いが

ら、ずっとそれからもう25年も経って、そのまんまだったところに寺田製作所がその一角にできたということですね。だから、今まで私もこうやって議会に来さしていただくようになってから、水道が出ないと、水がないんだとわかって、なるほどなと思ったような次第です。

そういったことで、今次長がおっしゃったようなその面積について、一応地図の上では少し検討はされましたか。

○企画部次長兼商工観光課長（川原卓郎君） お答えいたします。

そういった土地に寄与するような土地といたしましては、ちょうど寺田製作所ができております反対側のほうに射撃場がございますけれども、射撃場からその上のほうの左側、それと右側のほうに空き工場とかありますけれども、その後ろのほうが若干の土地やそういった2カ所ぐらいはちょっとまとまってできるのではないかと考えております。

以上でございます。

○7番（法元隆男君） 実は、おととい、大阪のほうで「近畿加治木会」というのが、私も、きのう同僚議員が行ってきたとおっしゃってました、私も行ったんですが、そのときに市長のお話で非常にいい話で、やはり須崎用地が大分埋まってきたと、それで今残っているところも引き合いがあってというような形で、また新たに市でそういったような手当をしなくちゃならないぐらいやっぱりそういう現状になっていると。

私は、今この間のセブンイレブンの関係です。須崎用地に来たヤマエ久野・デリカフレンズ、あれについても霧島市との競争が結構あったようですね。それで、先日霧島市の議会だよりを見てましたら、どうしてこれは加治木に行ったんだという一般質問の、ある議員が一般質問をしておりました。そういうことで、今までは霧島市が一人勝ちだったんですよ。もうとにかく加治木町のころの須崎用地は全然もう見通し暗かったんです。今、この市になりまして、そういったことで須崎用地も順調に進んでおります。

そして、この前、開発公社の理事会の報告書を全協でいただきまして、それを見てましてたら、平松物流用地について企業が、大体3,000坪ぐらいがあって、それで8月中旬に契約を結んで、そして、そのあと市との協定も結ぶんだということのようです。ここもその説明を伺うと、要するに鹿児島県に対して問い合わせがあって、鹿児島市、霧島市、始良市を紹介して、そして始良市に来ていただいたと。非常にもう始良市が合併後注目されて競争力がついてると、そういうことで、須崎用地もそういうふうに順調にいったるのではないかと思います。

そういう観点から、やはりこの本道原についてはもう好材料じゃないかなと、今後、もちろん市有地ではございませんので、そういったことで、それを民間の用地ですが、いろんな計画をしながら民間の方のところから買い求めて、そしてそういう企業を誘致するようなのに開発していくと、これはもちろんそういうことでインフラを整備しなくちゃいけないということにもなるんですが、そういう観点をもっと重要視して、その辺のところでは今後いかがですか、市長、いかがでしょうかね。

○市長（笹山義弘君） 市と土地開発公社を含めまして、環境としては大変ありがたい流れにきているというふうに感じております。そういう中で、須崎公共用地の成功例という、長い間荒れた土地のまま置いてあったわけですが、いろいろと整理をしないといけないという中で、道路、水道、

こういうインフラの整備をしたということで非常に工業用地としての形を整えてきたと、そのことが評価されて今につながっているわけですが、そのような経験をさせていただいてることから、やはりこの始良市の立ち位置をしっかりと見つめながら、企業がどのようなニーズがあるのかということも含めながら、それに対してどのような手当ができるかということは常にみつめながらやはりしていく必要があると、今後ともそういうような姿勢で臨んでいきたいというふうに思います。

○7番（法元隆男君） 先ほど次長のご答弁の中で射撃場があるとおっしゃいましたですね。今の寺田製作所と反対方のほうに、奥に行くとクレー射撃場があります。何年か後に、5年か6年か知りませんが、国体が来ますよね。そのときにそういった一つのまた材料としてクレー射撃の誘致するようなことはできないかというようなことも考えてみたりしているんですが、その辺何かお考えはございませんでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 国体のそれぞれの種目について、県全体での振りわけというのは今後行われていくわけでございますけど、クレー射撃場というのは、県内でも場所はもうあまりほとんどございませんので、黙ってても誘致しなくてももうあそこの場所に来るのではないかと。それらの整備については、県としてはそういった必要な種目についてはある程度の補助金ができる形で整備できるということもありますんで、今はしばらく静観していたほうがいいのかというふうに考えております。

○7番（法元隆男君） 非常に、今教育長のご答弁参考になりました。

しかし、やっぱりみずからじゃないとだめだと思いますよ。やはり、それとそこのクレー射撃に行くまでの道路を少し整備をするということも必要でしょうけれども、そして今先ほど次長おっしゃったクレー射撃から上のほうはまだ敷地が空いております。馬の背みたいになってはいますけれども、やはり両方、寺田製作所のもっと下のほうまでずっと造成ができてますからね、もう。だから、それと上、寺田製作所より上のほうも、奥が少し少ないですけども、まだ空き地は十分にあると、私は何回か見ながら思っております。その、そういったようなことで、あそこは下の須崎用地も便利ですけども、なお便利なのは空港にすぐ近いのと、下に下りるとすぐもうジャンクションがある、ほいでそのまますぐ行くと加治木港があると、もうこんな便利などは私はないような気がします。だから、そういった意味ではもう絶好の場所じゃないかと思うんですが、いろいろ難点はありますけれども、インフラを整備するという意味で、例えば前回の質問で、防火用水の話も出ましたが、それも含めて、そういったようなインフラを、またクレー射撃場までちょっと視野を置いて、開発を頭に入れたときに、頭の中で考えたとして、水道の口径はどのくらい、100ぐらい、150ぐらいというふうに、私150もあればと思うんですが、その辺のところはいかがですか。

○水道事業部長（富永博彰君） お答えします。

霧島の射撃場の先の霧島の崎森交差点というのがございます。鹿児島クボタがあるところです。そこから射撃場までが1,650メートル、大体2キロ近くございますけれども、水道事業部としては、その一帯が例えばインフラ、先ほどから出てますけど、開発とかそういうのができるのであれば、それと射撃場、こういったものは水道としては水道引っ張るのは可能だと思います。ただ、先ほどから申し上げますように、霧島市さんの了解も得なければいけない。

それと、水の供給というのは、水道事業としては3つぐらいあると思います。1つは、当然霧島市さんから水を供給していただく、もう1つは小山田の水源地から、これ前回は申しあげましたが、金額にしてやっば3億5,000万ぐらいいるという。霧島市さんからもらっても、いただいても施工の中で1億5,000万、それとあと一つは井戸です。井戸を掘る方法もございませぬ。これも試算をしましたけども、大体井戸を掘ってこの付近に供給しますと、いろんな施設、浄水場もいる、配水池もいる、配水管もいる、導水管もいる、そういうのを加えますと大体6億ぐらいお金がかかります。

それと、開発となると当然インフラ、そういった事業所等張り巡らすために、当然お金が要ることですけれども、補助金等がないだろうかとということで一応調査しましたけども、インフラ整備をするとなると1日の水の供給が4,000 t以上じゃなければこの補助整備ができないと、補助整備ができないというか補助がもらえないということですので、水道事業部としては費用対効果も考えれば、今後ここが開発の段階でどういうふうになっていくかわかりませぬけども、水道としてはこのクレー射撃場までの水道の供給はできないことはないというふうに判断をしております。

以上です。

○7番（法元隆男君） いろいろと将来性を考えながらいろんな角度から検討していくべき問題で、今後ぜひまた前向きに取り組んでいくべきだということを提言して次の項目に入ります。

3番目で、工事請負における地元業者優先についてということで、質問申し上げました。やはりこのことについては、市になりまして、こういういい方は本当に失礼かもしれませんが、当然ながら地元優先というのは必要であると私自身は考えております。そういうことで、ご回答いただいたら非常に前向きにさせていただいております。

こういうことで、私はこれを質問出してから、工事請負におけると書いたのは、工事請負等という「等」をつけるべきだったなと後から思ったんですが、この回答の中には、要するに始良市が発注する建設工事及び業務委託並びに物品の購入等においても、市としては地元業者優先を基本としておりますと、広げて回答していただきました。

そういうことで、地元優先というのは、実に大事なことであります。やっぱりこれは我々の市が潤うことですから、よそから来る人に仕事をあげないで済むような、やっぱり地元でやりたい。だから、何が何でも地元でできることは地元でというぐらいの気持ちで、いかにそういう地元優先の取り組みの程度が前向きか、真剣かの度合いによると思います。

ですから、今後、例えば2番目の合併推進債等による小学校、消防、火葬場や給食センターと書いております。これは、ほとんどみんな結構大型な計画であります。小学校に至っては相当大きくて、ただ前の議会の定例会のときに、同僚議員の小学校の発注についての質問がありました。そしてそのときの回答は、工区に分けて発注すると、非常にいいあれだなど。小学校の建設ですから、トータルすれば二十何億、21億とか2億とかということ。相当な額にはなりますが、それを工区に分けていただいて発注すると、地元業者でも十分賄えるなど。もちろん、消防署、火葬場、9億とか10億とかいわれております。そういったときに、やはり共同事業体とか、要するにジョイント、そういったことにもなってくる可能性があります。そういったときに、ジョイントを組むにしても、その頭がどこになるかということ、なかなか地元になれない場合も出てくるんじゃないかと思うんですが、それと組む相手方が、どうしてもやっぱり地元の業者を義務づけるとかそんなような方策も取るべきではないかと思いますが、そういった要綱、実施要領の中にそういったものも含めて提示しながら、

地元優先について取り組んで行くという、そういうやり方は可能でしょうか。

○工事監査部長（池田満穂君） お答えいたします。

今、議員の言われました松原小学校の関係ですが、現在設計中ということですが、校舎を幾つかの工区に割ることが、まず考えられます。

その分けた中で、工事によりまずと建築工事、あるいは電気の工事、官工事というのが発生します。それぞれの工区わけをした中で、今言ったようなことがそれぞれの工区の中に発生しまして、議員の言われましたジョイントベンチャーについてでございますが、今回は大型工事ということで特定建設業を持っているところが関わらないとできないというふうに思っております。元請けで受けまして、建築一式工事の場合が下請けに出すトータルで4,500万円以上、その他の工事で3,000万円以上を下請けに付す場合は、特定建設業が必要でございます。ですので、そういう特定建設業を持ったところを確認して、ジョイントベンチャーを組んで発注するという形態になろうかというふうに思っております。

以上です。

○7番（法元隆男君） やはりそういう形態の取り方、そういったのをいろいろと技術的に、またいろいろ条項的にあるとは思いますが、その辺のところをしっかりと検討して、できるだけ地元業者が多く入れるようにと。この前の松原小学校の設計委託については、やはりプロポーザル方式で大型でございました設計料が8,000万とか9,000万とかというぐらいの大型でありますので、どうしてもその要領の中にジョイントを2社以上でジョイントを組むようなあれでしたけれども、偶然にもありがたいことに始良市の業者がその中のジョイントの中の一つに入っていて、本当にうれしく感じているんですが、そういったことで、ややもするとやはり国分とか鹿児島市とかそっちだけで相撲を取るといような形が無きにしも非ずということで、そういったのをできるだけないようにするためには、やはり工夫すれば、頭を使えばできると思うんです。そういったことで、今後やっぱり、市長にご質問申し上げます。そういったことを前面にしながら、地元優先に対して取り組んでいただけるかどうか。よろしくをお願いします。

○市長（笹山義弘君） 工事発注含め、物品購入でございますが、今までの姿勢としては、地元でできることはできるだけ地元という姿勢で指示をしております。今後ともその姿勢で指示をしていきたいというふうに思います。

○7番（法元隆男君） 今、市長がおっしゃったように、市長の考えをしっかりと担当課に頭に叩き込んでいただいて、そして全ての担当課が地元優先がまず第一だというぐらいに思って取り組んでいただきたいと思っているんですが、その辺のところ、副市長は何か一言ないでしょうか。私もこの質問に、連名で副市長にもと書かせていただいているものですから、一言よかったですらご意見を願います。

○副市長（大橋近義君） 地元業者を前提にということで、先ほど市長のほうからも答弁を申し上げました。先ほど工事監査部長からも答弁いたしましたように、可能な限り地元業者を優先して、もろも

ろの入札に、工事に対応してまいりたいと、かように思います。

○7番（法元隆男君） ありがとうございます。副市長のそのお考えもしっかりと頭に入れて、また今後もいろいろと提言申し上げたいと思います。

これで終わります。

○議長（玉利道満君） これで法元隆男議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩いたします。10分程度といたします。

（午後2時12分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時21分開議）

○議長（玉利道満君） 一般質問を続けます。

24番、堀広子議員の発言を許します。

○24番（堀 広子君） 登壇

皆さん、お疲れさまです。最後の質問になりました。どうぞよろしく願いいたします。

私は三つの項目について質問いたします。

最初に、いじめの問題についてお尋ねいたします。

天津市の中学2年生の生徒が自殺したいじめの問題で、社会的な関心が高まっております。出水市や、またきょうも八代市の事件が報道され、大きな問題になってきております。

そんな中、9月5日にはいじめ対応について文部科学省が方針を打ち出しました。天津市でのいじめの問題は、周りからは加害者も被害者も同じ仲良しグループと見られていた関係の中で起こった、いわゆるいじめ隠しが特徴です。グループの輪の中にいたいがかために本当のことが言えない状態におかれ、追い詰められ自殺に至りました。今回の国の方針において、いじめ隠しを防ぐため積極的な実態把握に努めた学校や教員を評価することを示していることは、大きな変化であります。

方針の表明に当たって、国は学校や教育委員会にはいじめの兆候の把握や対応が不適切であったものも見られる、国も受け身になっていたと反省の念を述べていますが、そもそもいじめの背景に、子どもを理解し向き合うという教育の根幹が、競争・統制教育により壊されている問題に目を向けるべきだと考えます。子どもたちの心と命を守るには、いじめを人権問題と捉えた予防教育を充実することだと思いますが、どのように考えるかお伺いいたします。

次に、全国でいじめに関するアンケート調査が行われておりますが、始良市はいじめの実態をどのように調査し、把握しておりますでしょうか。

また、生徒、保護者、職員にアンケート調査を実施したことがあるのか、また今後の計画はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

また、いじめを報告することで、教員評価制度や学校評価制度において、教員や学校の評価が下がってしまう問題が指摘されております。当市においていじめがないという報告をよい評価とするような体制になっていないか、お伺いいたします。

次に、食育と学校給食についてお尋ねいたします。

私の小さいころは、ちょうど給食が始まった時代でした。学校が田舎だったので、給食が開始されたのが遅くて、私自身は給食を食べたことはありません。そのかわり、自宅の田んぼでつくったお米、そして畑の野菜や果物を茶摘みかごに収穫して、弁当にして持って行くものでした。田植え、稲刈り、稲落としまで家族総出で行うのが当たり前で、どこの田んぼでも子どもの姿が見られた時代でありました。

戦後、食の欧米化が進んで、女性の社会進出や家族のありよう、雇用形態や価値観の多様化にも伴い、食事をみんなで楽しく食べる機会が激減しております。食生活の変化、乱れは社会にさまざまな問題を生み出してきました。一般的には、忍耐力や集中力、コミュニケーション能力の低下などの問題、これは一つの要因と言われております。これは、各家庭をはじめ、メディア、行政、学校も、日本の食文化や伝統食とは何かをきちんと教えてこなかった、いわゆる食育をしてこなかった責任があります。家庭だけでは解決できない問題であるとし、2005年、国は食育基本法を成立させ、本腰を入れた食育に取り組み始めました。

福井県の小浜市は、全国で初めて食のまちづくり条例をつくり、全ての世代で食の大切さを学べるよう生涯食育を推進しております。中でも、幼児期の子どもを対象とした料理教室は、普段家庭では危ないからと触らせない本物の調理器具を、子どもたちに全幅の信頼を寄せ使用させるなど、子どもの手だけで作業を進めていくのが特徴であります。信頼された子どもは、短時間の中で遊びや学びなどにも意欲的になり、大きく成長する姿が見られます。始良市の幼児期の取り組みに生かされないかお尋ねいたします。

二つ目には、校区内型地場産学校給食についてお尋ねいたします。

小浜市では、全ての小中学校で、校区内の生産者から優先的に食材を調達する校区内型地場産学校給食を実施しております。味もよくて、生産者の顔が見え、感謝の気持ちがプラスして、食べ残しがほとんどなく、子どもの欠席率も減少し、学力も向上しております。また、朝ごはんを食べない子どもも減っております。

この小浜市の供給体制は、教育委員会の呼びかけで、給食応援生産グループをつくり、野菜や米、水産物などの食材を直接学校に納入し、足りない分を市内の青果卸業者から市内産、県内産、県外産の順に購入する仕組みになっております。JAは生産者グループへの栽培技術の指導等に当たっております。全ての学校が自校方式で地場産物を多く取り入れられるよう、生産者とのこまめな情報交換で、実情に合った対応が図られております。

生産者は農薬、化学肥料を控え栽培するよう心がけています。また、食材は市場出荷のように相場に左右されず重量ベースで納品しているので、売れ残りや返品もなく、安定的に納入できるということでもあります。また、農協の手数料や市場手数料がかからないので、流通コストの節約にもつながることから、生産者のメリットは大きくなります。また、小浜市の食育担当者の話では、公費負担はかからないとのことでもあります。

このような取り組みを継続するには、行政はもちろん、主催者、学校関係者、食材搬入業者、保護者の連携体制があつてのことです。注目すべきことは、これらの取り組みは全て自校方式で行われているという点であります。学校の調理員は、調理時間は若干ふえるが、鮮度がよく、特に野菜の甘みが市販のものとは全く違う、多少の手間と時間はかかっても、地場産を使いたいと言っておられます。学校給食に地場産を活用するという取り組みは、今、全国に広がっております。

食育推進基本計画は地産地消の推進や、米飯給食の一層の普及定着の促進が位置づけられており、平成22年度までの食材ベースの利用割合を全国平均で30%以上とする目標に向けて推進が行われております。同時に、学校給食法でも、地域の実情に応じた地場産物の活用に努めることが位置づけられております。地場産物の活用は、新鮮で安心・安全な食材を使った給食を提供できるとともに、生産者の意欲向上、地域に根差した学校づくり、食文化の継承、さらに国産品の供給拡大による受給率の向上につながります。

そこで伺います。始良市の地場産物の利用割合は幾らでしょうか。残食量と取り扱い方はどのようにされているのか。また、小浜市の取り組みを取り入れる考えはないか、お伺いいたします。

最後に、自然災害の支援策についてお尋ねいたします。集中豪雨等によりまして、宅地等が崩壊したとき、住民の命や生命及び財産を守るため、市独自の支援制度が必要ではないでしょうか。

二つ目に、国の補助ではほ場整備が行われた上名地域の農地において、毎年のり面や畦畔が崩れる事態が発生しています。保守期間が過ぎたため、修復ができず耕作が放棄されております。他の地域でもこのような事例があるのか、またこのほ場整備を生かし、農地と耕作者を守るため、市独自の支援制度が必要ではないでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

堀議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、1問目のいじめ対策について及び2問目の食育と学校給食についてのご質問につきましては、教育委員会のほうで答弁いたします。

3問目の、自然災害支援策についての1点目のご質問にお答えいたします。

近年、地球温暖化が原因と思われる短時間で局地的な大雨、いわゆるゲリラ豪雨の発生が頻発しており、これに伴う土砂災害等の自然災害が全国各地で多発し、その対策やその後の復旧、復興の支援策が急務となっております。

その中で、宅地等における土砂排除等につきましては、その所有者や原因者により解決することが基本であると考えます。

しかし、土砂排除等には経済的負担を伴うこともあることから、それらを何らかの方法で支援できないか、他の自治体での対応状況や支援を行うに当たっての基準をどのようにするかなど、先の臨時議会でも答弁いたしましたとおり、来年度から実施できるよう現在検討を進めております。

2点目の1番目と2番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

ほ場整備が行われた農地につきましては、ほ場整備事業の実施期間内は、のり面や畦畔の崩壊等は事業中の補完工事で実施しております。

事業実施機関が終了した後の農地の災害復旧につきましては、国の農地災害復旧事業により、耕作者の一部負担をいただいで対応しておりますが、1カ所の工事費が40万円に満たない規模の小さい箇所は、個別で復旧をお願いしております。

また、近年ほ場整備した他の地域で、このような形で耕作されていない農地は、確認しておりません。

自然災害の復旧に対する支援策としましては、国の災害復旧事業で対応しておりますので、それより規模の小さい農地災害に対しましては、個人への助成という意味合いもあり、現在のところ市独自

の支援制度は考えておりません。

○教育長（小倉寛恒君） 1問目のいじめ対策についての1点目のご質問にお答えいたします。

いじめは、被害者に対して暴行、傷害、恐喝、強要などをする犯罪行為と、仲間外れや集団での無視など、犯罪までは構成しない行為とに分けられます。

いじめを防止するために、いじめは犯罪行為であるという視点から、司法機関との連携を深めながら、学校での厚生を図るとともに、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動をより一層進める必要があります。

また、いじめは、加害者も被害者も価値観が共有されていない視点から起こる問題であり、いじめは卑怯でいやしい行為であるという価値観を子どもたちの心に醸成していく必要があると考えます。

そのためには、教職員をはじめ、保護者や地域社会など、子どもにかかわるすべての大人が、これらの価値観を明白に示し、協働して子どもたちを育てていくことが大切だと考えます。

2点目と3点目のご質問については、関連がありますので一括してお答えします。

森川議員のご質問にお答えしましたように、本市の教育委員会では、各学校に対してそれぞれの教職員がいじめ問題はどの学校でも、どの子どもにも起こり得るインターネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている、まだ気づいていないいじめがある、1件でも多く発見し、1件でも多く解決するとの認識に立ち、児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、教職員間で情報交換を行ったり、定期的にアンケート調査を行ったり、保護者や関係者からの幅広い情報収集に努めるよう、これまで指導を行ってきているところです。

基本的には、各学校が直接対応しますが、事例によっては市教委も保護者からの教育相談に応じたり、臨床心理士を派遣し、カウンセリングを行ったりして、いじめ問題の早急な解決に対応しております。

なお、毎月、各学校からいじめの発生状況について報告させ、常にいじめの認知状況の把握に努め、学校の迅速かつ誠意ある対応について指導を行っているところです。

いじめに関するアンケート調査については、児童生徒の調査は全ての学校で実施しているところですが、保護者への調査は今後必要に応じて実施するよう指導してまいります。

4点目のご質問にお答えいたします。

本市においては、いじめがないという学校に対しては、まだ気づいていないいじめがあるのではないかと、再度調査を依頼する場合もあり、いじめがないという報告が、学校や教員に対してよい評価につながることは考えておりません。むしろ各学校へは、子どもや保護者からのいじめにかかわるサインや、被害の申し出を見逃したり無視したりすることなく、1件でも多く発見し、学校全体の問題として迅速かつ誠実に対応し、解決することが信頼される学校につながるものと指導しているところです。

次に、2問目の食育と学校給食についての1点目のご質問にお答えいたします。

食べることは生きるための基本であり、発育・発達の時期にある子どもたちの健やかな心と体の発達に欠かせないものであり、食育は家庭や学校が担う大切な営みだと考えております。

特に、幼児期は、豊かな食の体験を積み重ね、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎を培う重要な時期でありますので、家庭生活の中で、保護者自らが食についての意識を高め、子どもとともに健全な食生活の実践に努めるよう、学校や幼稚園での食育を通して、家庭における食育の

推進に努めていきたいと考えております。

本市の幼稚園においても、園児の発達や実情に応じて、トマトやイモ、タマネギ等の栽培活動や、その生産物を利用してカレーをつくるなど食育の研究を実践しているところであり、今後も家庭と連携を図った食育の充実に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

本市の地場産物の活用は、平成23年度において、野菜については加治木学校給食センターで37.3%、蒲生学校給食センターで19.5%、始良地区の自校方式で19.2%となっております。

2番目のご質問についてお答えいたします。

年間の残食量は、各給食センターや自校方式において処理の仕方が異なるため、同列に比較することはできませんが、処理方法上、水分を保有したまま計量している加治木学校給食センターでは、約1万8,400kg、その他の水分を抜いた蒲生学校給食センターでは約970kg、自校方式給食室は約1万1,600kgであります。また、残食の取り扱いは、蒲生学校給食センターは地元の方の引き取り、加治木学校給食センターは地元養豚業者の引き取り、自校方式給食室では、重富小と重富中は地元養豚業者の引き取りで、その他の小中学校は業者委託による収集廃棄を行っております。

3番目のご質問についてお答えいたします。

小浜市での校区内型地場産物学校給食は、歴史や風土を生かしたまちづくりの一環として取り組んでいるものと考えます。また、大半の食材を地元で確保できる地理的条件や、地場産業にも恵まれていることから、地場産物型学校給食が実現できているものと考えます。学校給食では、安定的・継続的な食材の供給が必要であるため、今後も関係機関との連携を図り、できるだけ地場産物の活用を努めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○24番（堀 広子君） まず、いじめの問題から再質問いたします。

すばらしい答弁をいただきました。このように各学校に徹底されていったら、いじめも、そして不登校も起きないんじゃないかと思ったところがございます。

去る8月28日に、閣議決定されました自殺総合対策大綱で、この大綱を見ましたとき、児童生徒の自殺予防に資する教育の実施といたしまして、自殺予防を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを推進するとのことですが、この始良市におきまして、具体的にどのような取り組みの計画となりますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

自殺予防ということは、いわゆる今回大津で起こりましたいじめによる自殺ということに関わって出された通知だと思えますけれども、校長研修会、あるいは教頭研修会等におきまして、いわゆる命の大切さについて、これまで指導しておりました。と同時に、いじめの防止ということで、教育長のほうから今話がありましたように、この行為は卑怯でいやしい行為なんだというような共通認識に立って、学校、家庭、地域、そしてもちろん子どもたちに対して指導すると同時に、命の大切さ、必ずみな行為を取らないようにということで、同時にこれは指導しているところでございます。

以上です。

○24番(堀 広子君) この国の方針で、出席停止制限の活用を図ることを示しておりますが、早期対応としての効果は期待できますけれども、長期的な対策としては、これは不十分なところもあるんじゃないかと思うところでもあります。問題のある生徒を排除するだけではなくて、その後、どう指導していくかという視点で、継続的な教育が重要になるかと思うところです。しかし、近年の教員の多忙化を考えると、学校や教員の努力だけでは対応しきれない問題だと思われま

す。OECDの諸国と比べますと、日本の教員の過酷さが明らかになっております。小学校の教員一人当たりの児童生徒数、それから学級の定員、これはいずれもOECD諸国の平均を上回っております。

また、OECD加盟国が教員の給与や勤務条件を改善してきているのに対しまして、日本の教員の給与は2005年から実質減少していることも報告されております。

また、OECD諸国の自殺率を比較いたしますと、学級定員数と教員一人当たり生徒数が多ければ多いほど、この自殺率も高い傾向にあることもわかりました。

例えば、近年自殺者の倍増が問題となっております韓国、学級の定員数、一人当たりの生徒数とともに、日本よりも唯一上回っている国ですが、自殺率はOECD諸国トップとなっております。

このようなデータから、自殺の予防に大切な教育環境として、やはり少人数学級と教員の増員が望ましいことがわかります。今回の文科省の方針は、学級規模縮小、それから教員の増員については触れられておりません。いじめ対策、自殺予防のため、継続的な教育を行えるよう、子どもと向き合う時間を確保するため、少人数学級と教員の増員を実現することを求めるものでございますが、どのようにお考えか、教育長、市長にお伺いいたします。

○教育長(小倉寛恒君) これはまだ新聞報道の段階でありますけれども、9月5日に文部科学省が出しました、これは小中学校に関しては第8次になりますけど、定数改善計画、これは来年、平成25年度から5カ年間にわたって3万人の教員増を図っていくということでございます。これは、現在、小学校2年生までは35人以下を実現しておりますけれども、小学校3年以上、中学校まで35人学級を実現していく、そのための教員定数の3万人増ということでございます。

そのほかに、いじめ対策として1,600人とかそういった教員定数改善計画を出されておりますので、その実現を期待しているところでございます。

○市長(笹山義弘君) このいじめの問題ということに関しましてですが、私どもの先輩の世代は団塊の世代と言われて、戦後ものすごい数がおられて、それで教室に入りきれないぐらいの状況で学業にいそしんだと、そういう中で、昼食も取れない環境の生徒さんも、児童もおられたというふうに聞いていますが、そういう中で、しかし今のようないじめという問題を取り上げられたということは、いまだに聞かないわけでありまして。そういうことから、その体制のみを整えるということではなくて、やはり心の問題として、国民等しくこの子育てと申しますか、次世代を担う子どもたちをいかに育てていくかということは、真摯にかえりみないといけない問題であろうというふうに思います。

したがって、戦後、ものがない時代から所得倍増計画を含めて経済を優先したという時代もあったわけでございます。そういう中で、金銭至上主義とかいう、そういうことで心を忘れてきたというところもあろうと、これは大人の問題として反省しなければならないというふうに思います。

したがって、私は、事象として学校で起こっているこのことは、社会の反映ということでかんがみまして、全体でやはり取り組んで行く必要があるというふうに考えております。

○24番(堀 広子君) アンケート調査の件でお尋ねいたします。

最近、アンケートの調査をされたということをお聞きしたんですけれども、いつ、どんな内容で行われて、その結果をどのように生かしていられるのかお伺いいたします。

○教育部次長兼学校教育課長(鮫島準一君) お答えいたします。

答弁書にもありますように、これは毎月、各学校には生徒指導上の問題ということで、いじめ、それから不登校、それから生徒指導上のそういった問題行動等について報告を求めています。

それとは別に、今回大津市で起こりましたこういった事件ということで、7月に改めて市教委独自のアンケート調査をいたしました。そしてまた、その後、今度は全国の、文科省のほうから似たようなアンケート調査がまいて、今、先週の金曜日が各学校の締め切りでございました。また今、担当の者が集計をしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まだあるんじゃないかなということで、もう1回学校につき返したり、調査をしているところでございます。

実際、我々が市独自でいたしました調査については、また先ほど申し上げましたように管理職研修会等でその結果、実際こういった事例が起こっていると、小学校で11件、中学校で5件のいじめが実際起こっている。内容は、からかいとか悪ふざけ、そういったものでありますけれども、子ども自身がそのアンケートの中で、自分自身は非常に嫌な思いをしたんだということを訴えている以上は、これはやっぱり重く受け止めて、単なるからかいで済まされるんじゃないで、一人ひとりの子どもたちを呼んで、きちんと指導するというようなスタンスで、これはまた全職員も、こういった事件だけではなくて、日ごろの指導において、あるいは校内研修において重く受けとめて、単なる今報道されているような単なるじゃれあいだとか、そういうものじゃないんだというような形でお互いしっかり呼んで、内容を確認して対応しているというところでございます。

なお、加害の子ども、被害の子においても、やはり加害の子だけが一方的に悪いのではなくて、その心理的なもの、家庭的な事情があったり、あるいは何故切れやすいのか、先ほどもありましたように専門の相談員をあてて、そのフォローをやっているところでございます。

以上です。

○24番(堀 広子君) 丁寧な取組みをされているように思います。

今回のアンケートの内容ですけれども、小学校・中学校同じ内容のアンケートだったのでしょうか。それとも小学校は若干違ったのでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長(鮫島準一君) お答えいたします。

同じ内容でございます。

○24番(堀 広子君) それは、小学校も中学校も同じということになりますね。ある先生からお聞きしたんですけれども、同じ内容だったがために、理解できない子どもたちがいたと。いわゆる低学年の子どもたちだったらいいですけども、そういった意味ではやはり念入りな対応が必要じゃないかというふうに思ったところでございます。どのような対応をされたのか、そのままでしょうか。低学年に対する対応の仕方をお尋ねいたします。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 内容項目としては同じですけれども、そういった聞き方ということについては、当然発達段階を考慮した内容でございます。

そして、選択制になっておりまして、ただ書きなさいじゃなくて、叩かれたとか、悪口を言われたとか、そういった項目になっておりますので、低学年ではそのような内容の項目、中学生にはまたその発達段階に応じた表現で、子どもたちには問うてございます。

○24番（堀 広子君） 内容がどうしても低学年は理解できなかったと、もっと工夫する必要があるんじゃないかというようなことの先生の声も聞いておりますので、やっぱりただアンケートをやったというだけに終わることがないように、やっぱりそこら辺を検討した上でアンケートをすることも必要かなというふうに思ったところでございます。

次に、評価制度の問題でございますが、評価制度で教員の実務、実際にやらなければならない作業、これはどのようになっておりますでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） 教員の評価制度、その内容ということですか。それは当然、指導力とか、あるいは児童管理能力とか、あるいは学級の経営能力とか、そういった教員の資質にかかわること、公務分掌についてのその仕事の職務上の仕事の処理の仕方とか、そういったことについての評価になります。

○24番（堀 広子君） 最初に、年度はじめに学校が作成した学校経営計画を踏まえた自己目標の設定、それから年度はじめに目標設定のための評価者との面談、教員と評価者が合意するまで行われる、合意するまで書き直しをしながらやるとか、それから年度途中の業務遂行、そして年度途中で自己評価、年度末に絶対評価、これは最終評価のための面談みたいですが、そして確認の判子を押すと、こういう流れで仕事をされているようにお聞きいたしました。

このように、教員評価というのは、本来の業務、いわゆる子どもと直接かかわる仕事とは別にしなければならない作業ではないかと思っております。確かに、そういう意味では業務以外の負担が重くなって、パソコンに向かう時間ばかりがふえて、生徒たちと向き合う時間が減り、それでも評価のために作業しなくてはならないというのが現状であるというふうにお聞きいたします。先生たちというのは、評価制度に振り回された挙句に、そしてまた子どもたちと向き合う時間までも奪われていると言われるわけでございます。

また、自分の評価を上げたいがために、子どもを踏み台にすると、こういったことにもなると。そして、評価の数値目標というのをかかげられているみたいですが、これも子どもにとって問題があるともいえると、こういうふうにお聞きいたしました。現場の教員のやりがい、そしてやる気を失わせて、子どものいじめの対応をおろそかにしてしまうことにつながるこういった評価制度は、いかななものかなと。このような評価制度はやめたほうがいいのではないかと私自身は強く思ったところでございます。

いじめの対策といたしまして、やはり一人ひとりの子どもと向き合って、教師と保護者が子どものことについて語り合って、共通理解が持てるようにすることこそ、そのためには、やはり少人数学級、そして教員の増員が必要だと思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 教職員の評価制度につきましては、今議員がおっしゃるような、そんな膨大な時間を費やすようなものではありません。当初、自己申告、学校の校長の計画する経営目標に対して、自分がどう取り組むかということ項目ごとに申し述べている。中には、それは自分の学級経営、あるいは教科の指導力として、数値目標というのをこのぐらい持っていきたいという、それは当然あると思います。それはまた、半ば、いわゆる2学期の今ごろからになりますけども、中間申告、いわゆる半ばにおいてどういった、今どの程度進んでおりますと。そして、最後は最終申告になりますけども、年度末にそれをやっていくということでございます。それは、その都度、校長との面談の中で進めていくということございまして、そんな膨大な時間を費やして、子どもと向き合う時間が失われたなんていうのは、加えて数値目標やそういうもので締めつけられている、まさにステレオタイプな報道によるそういったものを真に受けた評価だと考えておられる。実際に評価シートというものはどういったものか、ごらんになりたいんだったらおいでいただければお見せいたしますけども、そんなに、わずか5 cm程度の幅のものに、当初申告、中間申告、最終申告、そういうものを書くぐらいのものでございますから、そんなに時間を要するものではございません。

○24番（堀 広子君） 確かに、その評価制度そのものはそんなにかからないかもしれませんが、年間計画を立てられる中でどうしても、どこの職場でもそうかと思えますけれども、パソコンに向かっている作業がほとんどというのが実態だと思います。その中で、やっぱり学校の先生方もパソコンに向かっている作業される時間が本当にふえてきたと。そして、書類をつくるのにも、プリント1枚出すのにも全て自分のパソコンで出力されているというふうにお聞きしております。そういう意味で、子どもの顔は見なくて、話を聞かなくて、パソコンに向かっている姿もあるというふうにお聞きいたしました。ですから、そういう意味では、本当に子どもたちの、真向に向き合っている対応の仕方というのは、とても大事になってくるのではないかと考えているところです。

最後に、ご答弁いただきました中に、小さなサインを見逃さず、教職員間で情報交換を行うとありました。これはとても大事なことだと思うところです。やはり、このことを各学校で徹底されるように強く求めて、次に移ります。

食育と学校給食についてでございますが、ことし4月の産経新聞の記事に、3歳から12歳の子どもの保護者を対象に行われた調査ですが、子どもが朝食で食べたいのはパン派がご飯派を上回ったという記事がございました。時間がない朝は、手軽に用意できるパンは助かるという親の意見は、まさにさきに述べた社会の変化を表していると思います。しかし、パンの朝食を続けることで、日本人の死亡原因のトップであるがんや生活習慣病である高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病などになるリスクが高まってまいります。原料である小麦粉のほとんどは輸入品ですから、安全性の問題があります。その上、カルシウムなどのミネラルを奪う添加物をも使用されております。また、パン食だとバターやマーガリン、卵やハム、ウインナーなど脂質と添加物をたくさん含んだものが多く、調理に油を使用するものばかりです。そして、朝食に牛乳を飲めば、さらに脂質をとることになります。脂質と動物性食品の取り過ぎが原因で、生活習慣病になるリスクが高まることになります。

一方、お米の朝食の場合は、味噌汁、納豆、ふりかけなどの食材自体に含まれている脂質と少量の添加物を摂取するぐらいで、油も少量で済みます。このような社会の変化がある中で、幼いころからの食育というのは、将来の健康に対する着実な投資であり、最良の予防医療でもあります。始良市で

も食育の実践をされておりますけれども、本市との違いは、この小浜市の取り組みですけれども、親は見守るだけで、一切口も手も出さないと、子どもが主役の料理教室をされているというところが違っております。この小浜市の料理教室は、自己達成感や食材知識の向上、味覚の発達、感謝の気持ちを育み、人間教育の場となって、ととてもすばらしい取り組みでした。取り入れられるよう、少しでも取り入れることができるように検討する考えはございませんでしょうか。

○教育部次長兼学校教育課長（鮫島準一君） お答えいたします。

小浜市のようなすごい実践ではないんですけれども、本市の五つの幼稚園、平成22年、23年、食育に研究として取り組んでおまして、昨年8月、霧島市で行われました鹿児島県の幼稚園教育課程研究協議会で、大楠ちびっこ園が5園を代表して発表しております。それぞれ、今議員がおっしゃられたような、子どもたちが実際野菜を土づくりから始めて、育て、そしてそれを調理する、それもマヨネーズをいっぱいつけて食べるんじゃないでなくて、塩とか、あるいは薄い味つけで本物のその野菜の味を味わうというような、本当に野菜嫌いの子どもたちが昨今多いんですけれども、そういったことも踏まえて五つの園が協力し合って、研究的に今取り組んでいると。そして、去年で一応発表は終わったんですけれども、本年度もまた継続して食育について取り組んでいると、食に対する感謝の気持ち、それからマナー、そして食事をとることの大切さ、好き嫌いのないことの大切さ、そういったことを5園一緒に研究しているところでございます。

以上です。

○24番（堀 広子君） ととてもすばらしい取り組みをされていることを、私は知りませんでした。本当に、今おっしゃったようなことが、始良市全体で取り組むことができるように努めていただくことを望んでおります。

次に、校区内型地場産学校給食についてお尋ねいたします。

地場産物の利用割合は幾らぐらいあるのでしょうか。先ほどのご答弁では、地場産物は76%、トータルで計算してみましたら76%を使っておられるということで、これは多分県内産ではないかと思うんですけれども、地元産は幾らぐらいになりますか。（「始良市産」と呼ぶ者あり）

○議長（玉利道満君） 堀議員。（「始良市産」と呼ぶ者あり）

○24番（堀 広子君） はい、そうです。

○教育長（小倉寛恒君） 先ほど、冒頭に答弁いたしました数字、これは始良市産のその数字になってございますので、答弁書の2問目の、この2ページのところ、本市の地場産物の活用はということで、ここの数字のとおりでございます。

○24番（堀 広子君） 重量ベースで行きましたときに、全国の食育推進計画の目標というのも30%なんですけど、それを上回る数値になっているかと思いますが、全体で私計算して間違っておりました。すいません。76%じゃございませんでした。各学校によってそのようになっているということでございますね。

で、小浜市では、全国の推進計画の目標が30%で、小浜市が43%だというふうにお聞きしてまいりました。そういう意味では、地元産が、加治木の学校給食センターでは37.3%ということで、大変高い比率を占めておるようでございます。そのほかのところでは20%に満たない状況でございますが、目標を30%に目がけて大きく躍進されることを、地場産物を取り入れられることを望むところでございます。

残食の件でございますが、ご答弁によりますと、その他の小中学校は業者委託による収集廃棄を行っているということですが、これはどこの業者で、収集廃棄というのはどういうやり方なのかをお尋ねいたします。

○教育長（小倉寛恒君） 保健体育課長に答弁させます。

○教育部保健体育課長（日高 朗君） 保健体育課の日高と申します。よろしくお願いいたします。

その他の学校の収集方法でございますが、業者名は始良衛生のほうに運搬をお願いしております。最終的には焼却処分ということになっております。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） わかりました。残食、いわゆる生ごみを焼却しているということですね。では、お尋ねしますが、焼却処理と養豚業者が引き取ることの、コスト面ではどのようになりますでしょうか。

○教育部保健体育課長（日高 朗君） お答えいたします。

養豚業者のほうには、費用はかかっておりません。収集運搬のほうは費用はかかりますということでございます。

○24番（堀 広子君） どのくらいかかるかは把握されていらっしゃいませんかでしょうか。

○議長（玉利道満君） しばらく休憩いたします。

（午後3時08分休憩）

○議長（玉利道満君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後3時09分開議）

○教育部保健体育課長（日高 朗君） お答えいたします。小学校の部で、ことしの予算額で271万程度組んでおります。それから、中学校で57万程度計上いたしております。

○24番（堀 広子君） 焼却に大体300幾らかかっておりますね。私はやっぱり、この環境教育の面からも、この焼却処理は好ましくないんじゃないかと、減らしていくべきだと思います。食育の推進といたしまして、養豚業者の引き取り以外にも方法はあるんじゃないかと。例えば堆肥化をすればそういった取り組みをされている学校がありますでしょうか。

○教育部保健体育課長（日高 朗君） 始良市の三船小学校が自家処理器を持っておりまして、三船小学校につきましては堆肥化をしておるところでございます。

○24番（堀 広子君） すいません。もう一回お願いします。ちょっと聞き取りにくくて。

○教育部保健体育課長（日高 朗君） 三船小学校だけは自家処理器を持っておりまして、堆肥化をしておるところでございます。

○24番（堀 広子君） 生ゴミというのは、これは本当に大変栄養価があって、大きな資源だと思えるところなんです。何よりもやっぱり給食は教育の一環ですから、確かにコストの判断だけではせずに、手間や労力がかかっても、子どもたちに食べ物のリサイクルを実践してもらい、これは大切なことだと思います。三船の小学校がそういう意味では取り組んでおられますけれども、やはりこれを各学校で生ごみの堆肥化を、環境や食の教育として取り入れていくべきではないかと思えますけれども、どのような考えをお持ちでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） 堆肥にする処理器につきましては、結構高額な機械でございまして、将来的にはそういったものを設置して処理することも可能かと考えますので、今後研究していきたいというふうに考えております。

○24番（堀 広子君） たくさん費用のかからない、いわゆる発酵型、そういった生ごみの堆肥化もあるわけなんですけれども、やはり自分たちが残した食べ物が学校で堆肥となって、花壇や農園、そして花や野菜を育てるといった、こういった体験をすることによって、食べ物や環境への意識が変わって、そして残食も減っていくということになるのではないのでしょうか。そういう意味で、堆肥化をすれば、もちろん焼却費の節約にもつながるということでございますので、ぜひ前向きに、各学校でこういった発酵型の堆肥化に取り組むという考え方もあるかと思えますけれども、どのような考えをお持ちでしょうか。

○教育長（小倉寛恒君） これからそういったことについては研究を深めていきたいと思えます。そういった方法がコストが安く、またそういったものが可能になっていくのかということなども含めまして、研究を深めたいというふうに考えております。

○24番（堀 広子君） 前向きに研究していただくことを望みます。

小浜市の取り組みを幾つか、私紹介いたしましたけれども、またさきに紹介いたしましたアンケートの結果も踏まえましたときに、特に幼児期の食育の重要性が問われております。冒頭でも述べましたが、食の変化や乱れがもたらしたさまざまな問題、これは家庭任せでは解決できないとして制定されたのが食育基本法だと思います。今こそ行政の積極性が重要だと考えます。食育という言葉を使い、その理念を提唱したのは、明治時代の福井市出身の医者石塚左玄という人です。食育こそが人間の健康と幸福に役立ち、医学の基礎であると説いた人物です。その土地の季節のものを食べることが、最

も健康的で栄養が豊富にあり、それが自然な形であり、そこに住んでいる人にとって一番優しい食になると、こう述べておられます。

やはり農薬や化学肥料を控えた安心・安全な地場産物、いわゆる地産地消の給食というのは、これはやはり自校方式が好ましいと思うところでございます。

次に、自然災害の支援策についてお尋ねいたします。

この集中豪雨による支援策につきましては、私は旧加治木町のときに質問したことがございます。今回で2回目なのですが、答弁で来年度から実施できるように検討しているということでございますが、現段階でどのような検討をされているのか、お伺いいたします。

○危機管理監兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

3点ほど大きくあろうかというふうに考えております。

まず1点目が、補助金の額についてでございます。2点目が、崩土除去に伴う重機の借り上げ費及び原材料費についてでございます。3番目が、自主防災組織等を含めました補助金の方向性等であろうかというふうに考えておまして、答弁でもありますように、実施している市もございますので、それらを参考にして検討してまいります。

以上でございます。

○24番（堀 広子君） 霧島市や志布志市の実施要項を見せていただいたら、今おっしゃったようなことが含まれております。

もう一つ参考にさせていただきたいんですが、島根の松江市、ここは被災者生活再建支援制度といたしまして、住宅の被害程度に応じて支給する支援金、これは国と県の制度としてあるわけなんですけれども、それ以外に、住宅の被害程度に応じて支給する支援金と、住宅の再建方法に応じて支給する支援金、これを加算支援金というふうに区分けされておりますが、これが半壊の場合、住宅の半壊の場合に、25万円ずつ支給されております。これは、市独自の助成制度です。こういった取り組みもされておられますので、是非参考にさせていただけたらと思うところです。そういうことで、前向きに来年度から実施できるということでございますので、次に移ります。

ほ場整備が行われた後、いわゆる上名地区のこの場所での整備の件ですが、これは1枚のほ場面積を広くとるためにのり面が高くなっているんです。そのために基礎がしっかりなくて、これは崩れると、これは明らかだと思うんです。整備に入る前に土質の調査などは行われたんでしょうか。

○農林水産部長（安藤政司君） ご質問につきましては、耕地課長のほうで答弁いたします。

○農林水産部耕地課長（平田 満君） 耕地課長の平田でございます。よろしくお願いたします。ご質問にお答えいたします。

当然、工事前にあぜの高さ、のり面の高さ等に応じて土質調査をした上で設計がされるということでございます。

○24番（堀 広子君） 土質の調査をしたのに、このようなことがあったということになりますか。確かに基礎の部分は、これまでしっかりと土台がありますので、その上に整備が行われますと、確か

に上のほうは弱いということはわかります。だとしたら、大きな面積にしないで、もっと1枚の面積を二つに分けたやり方、そういうやり方は考えられなかったのかなと思うところなんです、どのようにお考えになりますか。

○農林水産部長（安藤政司君） 区画整備事業、ほ場整備事業は、既存の小さいコゼマといいますけれども、そういう区画の小さいほ場を大きな区画にして、農作業の効率を上げる、そのために基盤整備を行っていきます。それにつきましては、地区の面積、それらと地権者の方々、それらの中でおおむね2反から3反の区画で整備が進んでいるものと考えております。

以上です。

○24番（堀 広子君） 確かに難しい問題だなというふうに、お話を聞いて思うところなんです、なかなかほ場整備をしたがために耕作ができないということになってしまったわけでございまして、そしてしかもその補修期間が過ぎたために、今耕作放棄地となっているというふうにお聞きしております。それを考えましたときには、やはり何らかの対策で耕作ができるように、換地委員会、あるいは土地改良区等含めまして、今後検討されることを望むところなんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○農林水産部長（安藤政司君） 農地災害を受けましたところにつきましては、現在でも地権者の方、あるいは土地改良区、行政が入りまして、現場協議をしたり、指導というかお願いもしたりしてきているところでございます。

今後も、行政としましても誠実に対応してまいりたいというふうに考えます。

○24番（堀 広子君） 耕作ができるように望んでおります。

以上で終わります。

○議長（玉利道満君） これで堀広子議員の一般質問を終わります。

○議長（玉利道満君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は9月20日、午前10時から開きます。

（午後3時21分散会）